

第二次沖縄県生涯学習推進計画 (後 期)

—期間：平成19年度～平成23年度—

沖 縄 県 生 涯 学 習 推 進 本 部



あ い さ つ

21世紀を迎えた今日、人々の価値観の多様化に伴って、県民のニーズも高度化・専門化しており、ライフステージに応じた“いつでも、どこでも、だれでも主体的に学ぶことができ、その成果が適切に評価され、社会に生かせるような生涯学習社会づくり”が求められております。

沖縄県生涯学習推進本部では、生涯学習の分野の目標を実現するための基本方針となる「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(平成14年度)を策定し、生涯学習の拠点としての生涯学習推進センターの構築や「おきなわ県民カレッジ」の開設など、生涯学習推進体制の充実を図り、生涯学習に関する施策を全部局が一体となり総合的に推進しているところであります。

しかしながら、昨今の少子・高齢化の進行や高度情報化の急速な進展、経済のグローバル化などに伴い、大きな変革の時代を迎えており、新たな現代的課題等に柔軟かつ的確な対応をすることが重要となっております。

また、昨年60年ぶりに改正された教育基本法におきましても、「生涯学習の理念」が新設され、教育に関する基本的な理念として規定されております。

このようなことから、本県の生涯学習社会の形成を目指し、全庁的に推進するために本計画を見直し、これまでの生涯学習施策の成果と課題を踏まえながら、本県の生涯学習の一層の充実・振興を図るために、「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(後期 平成19年度～平成23年度)を策定いたしました。

今後、市町村をはじめ、関係部局・機関・団体、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら、計画の積極的な推進を図り、潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現を目指してまいりたいと考えております。

平成19年11月

沖縄県知事 仲井眞 弘多

[第1部 基本構想]

第1章 計画の見直しにあたって	2
第1節 計画見直しの趣旨	2
第2節 計画見直しのポイント	2
第3節 計画の基本的な考え方	3
1 計画の性格	3
2 計画の期間	4
3 計画の基本理念	4
4 施策展開の基本視点	4
第4節 「生涯学習推進計画(第一次)」との関連	6
第2章 生涯学習推進の基本的な方向	7
第1節 生涯学習の場の活性化	7
第2節 生涯学習推進の具体的方策	7

[第2部 基本計画]

第1章 生涯学習の場の活性化	9
第1節 家庭における教育力の向上	9
第2節 学校における学習の充実	11
第3節 地域社会における学習活動の促進	13
第4節 職場における学習活動の促進	14
第2章 生涯学習推進の具体的方策	15
第1節 教育・学習の総合化の推進	15
第2節 健康づくり・スポーツ活動の推進	17
第3節 文化活動の推進	19
第4節 国際交流・協力の推進	21
第5節 生涯学習を通してのまちづくり	22
第1項 住民参画によるまちづくり	23
第2項 地域間交流によるまちづくり	24
第3項 福祉と安全のまちづくり	25
第4項 人と自然が共生するまちづくり	26
第5項 地域産業の振興によるまちづくり	27
第6項 歴史・文化を生かしたまちづくり	28
第6節 ボランティア活動の促進	29
第7節 男女共同参画の推進	31
第8節 情報化に対応した学習活動の推進	32
第9節 高齢社会に対応した学習活動の推進	34

第10節	リカレント教育の促進	36
第1項	大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実	36
第2項	社会人の職業能力開発の方策の充実	37
第3項	職業能力の評価体制の整備	38
第3章	生涯学習社会をささえる	39
第1節	生涯学習の総合的推進	39
第1項	総合的な行政施策の展開	39
第2項	県と市町村の役割分担	40
第3項	生涯学習関連施設の整備と運用の弾力化	40
第4項	生涯学習推進センター機能の拡充	41
	1 おきなわ県民カレッジの充実	42
	2 指導者・担当者養成研修の充実	42
	3 生涯学習情報提供システムの充実	42
	4 学習相談の充実	42
第5項	民間教育事業者・企業との連携	43
第6項	団体・自主活動サークル等の育成と支援	43
第7項	学習成果の評価と活用	44
第2節	生涯学習を通しての人づくり	45
第3節	生涯学習関連施設の整備充実と連携	45
[第3部]	計画の推進]	47
終章	生涯学習推進のために	47
1	行政の推進体制	47
2	教育機関・団体への期待	47
3	企業への期待	48
4	県民の取り組み	48
<参 考>		
○	生涯学習推進計画体系図	50
○	生涯各期における学習	51
○	生涯学習社会の理念図	52
○	県内の学習活動の状況・県民意識調査	53
○	附属資料	
	附属資料関係	56
	平成19年度生涯学習関連事業プラン	70

[第1部 基本構想]

第1章 第二次沖縄県生涯学習推進計画の見直しにあたって

第1節 計画見直しの趣旨

人々の価値観が多様化する中、県民のニーズは多様化・高度化しており、すべての県民がライフステージに応じて、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、その成果を生かし、より充実した人生を送ることができるような「生涯学習社会の形成」が求められている。沖縄県では、平成7年度に「沖縄県生涯学習推進計画」－心豊かな生涯学習社会“おきなわ”をめざして－を策定、平成14年3月には「第二次沖縄県生涯学習推進計画－潤いと生きがいのある生涯学習社会」を策定して、生涯学習推進センターを中心として、推進体制の充実、学習活動の促進、学習条件の整備の三つを柱とし、様々な施策を展開するなど、生涯学習環境の整備・推進に努めてきた。

この間、社会環境の急激な変化や少子高齢化の進行、急速な情報化・国際化の進展、地球環境問題の顕在化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しており、生涯学習推進に当たっても、こうした社会の新たな課題に的確に対応していく必要がある。また、第4期生涯学習審議会の答申を受けて、新たな推進計画を策定し、全庁的に生涯学習施策の推進を図る必要がある。さらに、国においては、新たな教育基本法が成立し、我が国の教育について新しい指針が示された。この新教育基本法の中には「生涯学習の理念」が新たに規定された。

このようなことから、これまでの生涯学習施策の成果を踏まえながら、本県における生涯学習の一層の充実・推進を図るため、「第二次沖縄県生涯学習推進計画」を見直し、社会の変化に対応した、総合的・体系的な「第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」を策定することとした。

第2節 計画の見直しのポイント

- (1) ちゅらうちな－安全なまちづくり条例の内容を計画に反映
- (2) 「沖縄県男女共同参画推進条例」の内容を計画に反映
- (3) 「沖縄振興計画」、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」などの内容を計画に反映
- (4) 第4期沖縄県生涯学習審議会答申の内容を計画に反映

- (5) 「第二次沖縄県教育推進計画」の内容を計画に反映
- (6) 沖縄県社会教育委員の会議提言の内容を計画に反映
- (7) 教育基本法改正の内容を計画に反映
- (8) 生涯学習に関する意識・意向により県民意見を計画に反映
- (9) 施策の推進にあたって、多様なネットワーク化の重視を協調した視点を計画に反映
- (10) 国の生涯学習に関する「主要答申」を計画に勘案
- (11) その他見直し計画に反映するための「条例」、「推進計画」などの計画に反映

第 3 節 計画の基本的な考え方

第 1 項 計画の性格

生涯学習の振興における県の役割として、次の(1) ~ (5) を打ち出すと共に、多様なネットワークの重視を強調する。

- (1) 県民だれもが生涯学習を通じ、生きがいづくりができる環境の整備
生涯学習は個人の生きる喜びや感動をもたらし、心の豊かさを育むものであることから、おきなわ県民カレッジ学習圏の機能と役割を明確にし、大人も子どもも、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、県民だれもが生涯学習の機会が保障されるよう配慮する。
- (2) 学習成果を社会に活かす仕組みの構築
住民の創造性が発揮できる社会の実現を目指して、学習成果を様々な形で活かすための仕組みづくりを調査・研究し、システムの充実を進める。
- (3) 新しい「公」の担い手の支援
個人、団体・グループ、NPO、企業など「民」と「官」がともに新しい「公」を担っていく「参画と協働」を進めるために、様々な現代的課題等の解決に主体的に参画し、取り組む能力の習得を積極的に支援する。

- (4) キャリア開発を含めた専門的な知識や技能の習得支援
職業上の知識や技能の継続的な学習によるキャリア開発をはじめ、地域社会での活動やボランティア活動などを通じて、より良い社会を形成するための新たな知識や技能の習得を支援する。
- (5) 県民の生涯学習を支える様々な「ネットワーク」の重視
生涯学習は多様な人間関係の中で進められることから、これをサポートする家庭・地域・学校の連携、さらに豊富な教育・学習資源の活用を図る市町村、大学、企業、NPO 等関係機関・団体との連携や学習資源のネットワーク化などを重視する。

第2項 計画の期間

平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

但し、社会状況の変化、県民の学習ニーズの動向、施策の進捗状況などの把握に努め、随時、必要な点検、見直しを行う。

第3項 計画の基本理念

「潤いと生きがいある生涯学習社会“おきなわ”」を築くためには、県民一人ひとりが自分自身を高めながら、人々との交流を促進し、学んだ成果を社会に還元していくことが必要です。そこで推進計画では、生涯学習の意義や現状を踏まえ、基本理念を掲げる。

- (1) 自立・共生社会をめざした人づくり
自立・共生社会の形成を目指して、創造と連帯の輪を広げるため、自立心を持ち、社会とともに共生していく人づくり。
- (2) 心のつながりを深める交流の輪ゆいまーるづくり
生涯学習の場での出会いを大切にし、共に学び、高め合いながら、心のつながりを深める交流の輪ゆいまーるづくり。
- (3) 学習成果を活用した地域づくり
生涯学習で得た知識や技術等を積極的に地域社会に幅広く活用した地域づくり。

第4項 施策展開の基本視点

基本理念の上に立って、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成のために、県民、NPO・ボランティア、PTA など各種団体、大学等高等教育機関、民間教育事業者、行政がそれぞれに役割と責任を持つとともに、

互いの特性を認め合い、パートナーシップを構築していくことが必要である。その上で、県として、着実に計画を推進していくため、どのような認識のもと、生涯学習施策を企画・立案し展開していくのか、明らかにしておく必要がある。そこで、推進計画では、考え方を基本視点として掲げ、これに沿った施策を展開する。

(1) 県民が主役の生涯学習の推進

生涯学習は、あくまで一人ひとりの「学びたい」という自発的な意思によって学習活動が行われる。そのため、県民の多様で高度化する学習ニーズを的確に捉えるとともに、自ら多彩な学習機会をつくる力や、学習を通して主体的に社会と関わる力を習得できるような生涯学習を推進していくことが求められている。

これからは、学ぶ人こそが生涯学習の推進役であることを基本に置きながら、県民の主体的な学習活動を助長・促進していくための支援や環境整備に重点を置いた施策の展開に努める。

(2) 地域の特性を生かした生涯学習の推進

沖縄県における生涯学習を推進していくためには、本県の特性を十分に認識し、沖縄らしさを反映した施策を展開していくことが必要である。

また、それぞれの市町村にも、それぞれの「らしさ」があり、地域の特性を生かした生涯学習の推進をしていくことが求められている。

例えば、本県は、多くの島々からなる島嶼県である。しかも亜熱帯・海洋性気候の下、美しい自然と長い独自性の歴史の中で、育まれた素晴らしい文化を享有する県である。これらの地域特性を生かし、IT技術など特色ある生涯学習社会を構築することが可能である。

また、これからのボーダーレスな国際社会に向けて発信できる、経済・文化・自然などを生かした、国内外の交流の場として振興が考えられ、本県の特徴を生かした生涯学習施策を積極的に展開する。

(3) だれもが主体的に学べる環境づくり

県においては、学習機能が県都に集中することのないように、県教育庁各教育事務所には、県生涯学習推進センターの地域のサブセンターとして機能を付与し、地理的な面での学習機会の均等化に努める。

しかしながら、依然として離島・僻地など地域の人々にとっては、学習するために多くの時間や経費がかかることから、県生涯学習情報提供システムの機能を拡充するため、遠隔講義配信システムの導入な

どの手段を講じ、だれもが主体的に学べる環境の整備づくりを進める必要がある。

また、子育てや介護のため、思うように学習活動ができない人たちや、高齢者、障害者なども含めて、だれもがその目的に応じて、多様な学習活動ができるよう、ノーマライゼーションの考え方に立ち学習機会の機会均等を図るなど、環境整備に努める。

(4) ネットワーク型生涯学習社会づくり

地域の様々な課題を解決していくためには、行政だけに依存することなく、一人ひとりが生涯にわたって学習を重ね、その成果を適切に生かすことができる社会の実現に向けて活動を展開していくことが必要である。県民が、生涯にわたって、あらゆる機会・場において、学習することができるよう「みんなが先生、みんなが生徒」になり、学びの輪を広げていく視点を重視した取り組みを促進していくことが大切である。

そのため、県がコーディネーターとなり、民間教育事業者及びNPO・ボランティア関係団体や学校と行政の連携・協働を図り、ネットワーク型の生涯学習社会づくりに向けた施策の展開に努める。

第4節 「生涯学習推進計画（第一次）」との関連

平成7年11月に、沖縄県生涯学習推進本部が策定した「生涯学習推進計画（第一次）」は、「心豊かな生涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示したものであり、具体的な施策、事業の展開に当たって基本的理念となるものであった。第二次生涯学習推進計画は、そのことを踏まえるとともに、沖縄県生涯学習審議会（第三期）から提言（第一次・平成12年12月、第二次・平成13年9月、第三次・平成14年3月）された「生涯学習時代における開かれた教育のあり方について」に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成をめざして、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画である。

今回の見直しは、沖縄県生涯学習審議会（四期）から提言（平成17年7月）された、「時代の変化に対応する本県生涯学習施策の方向性について」や県の各種計画との整合性を図るために計画の一部を改定した。

第2章 生涯学習推進の基本的な方向

生涯学習の推進にあたっては、生涯学習推進センターを拠点として、県・市町村の行政のみでなく、様々な生涯学習に関する事業を実施している大学、民間教育事業者などとの連携を図り、総合的に県民の生涯学習を支援していく必要がある。また、市町村の推進体制を整備し、協調と連携による円滑で効果的な促進をする必要がある。

第1節 生涯学習の場の活性化

乳幼児から高齢者までの学習活動を支援するためには、家庭、学校、地域が連携して、「開かれた学習の場」を提供し、学習需要を喚起して、県全体として「学習する社会」を構築する必要がある。

家庭においては、家庭の教育機能を高め、学校においては、子どもの自己教育力を培うとともに、開かれた学校づくりを推進する。また、地域社会においては、様々な学習機会を提供するとともに、完全学校週5日制をもっとより良く生かした、少年団体活動等の学校外活動の場・機会の提供を推進する。さらに、職場においては、職業に関する新しい知識・技術を習得するための学習環境の整備に努める必要がある。

今後、生涯学習の場である学校、公民館等の社会教育施設をはじめ、その他の公共施設や民間施設などの、県内の生涯学習関連施設とのネットワーク化を図り、その利活用を促進し、生き生きとした学習ができる環境づくりに努める必要がある。

第2節 生涯学習推進の具体的方策

教育・学習資源の総合化

学校教育と社会教育が協力して、青少年教育に取り組んでいこうとする「*学社融合」の必要性が高まっている。

それは、生涯学習社会の新しい方向を示す新しい考え方であり、その理念の普及・啓発とともに、推進体制の整備などを行いながら、その実現に向けた取り組みが必要である。

現代的課題に関する学習機会の拡充

社会の急激な変化の中で、人間性豊かな生活を営むために、理解し、体得しておくことが望まれる課題、いわゆる現代的課題についての学習機会の拡充を図るとともに、その成果を幅広く活用するためのシステムづくりが必要である。

生涯学習によるまちづくり

昔から「まちづくりは人づくり」からと言われてきました。

本県の多くの市町村では、「住民参加のまちづくり」が進められており、その多くは「住民の何らかの生涯学習」とその「学習成果の活用（還元）」が基盤となっている。

自分たちのまちづくりを行政だけに頼らずに、住民自身も行政と協働しながら進めていこうという気運と実践活動が「新しい潮流」となりつつある。

地方分権の時代、各地の個性的なまちづくりが求められる現在では、住民が身につけた諸能力や感性をも生かして、まちづくりに加わる必要性が求められている。まちづくりには、住民の頭脳と感覚を生かすことが不可欠であり、人々が生涯学習活動で習得した様々な学習の成果を活用したまちづくりが必要である。

ボランティア活動の推進

自由時間の増大や経済的な豊かさが進む中で、人々は精神的な充実感や生きがいを求めており、個人の自由な意思に基づき知識・技術や時間等を地域社会のために役立てながら、共に生きようとするボランティア活動に対する関心が高まっている。そのため、生涯学習で得た成果を様々なボランティア活動に取り組むことが期待されている。

リカレント教育の推進

科学技術の高度化・産業構造の変化などにより学習需要の高度化・専門化が進み、社会人・職業人に対する、特に団塊の世代を生かすためにもリカレント教育の促進が求められている。

放送大学をはじめ、高等教育機関や産業界、関係行政機関等が相互に連携・協働し、高度で専門的な再教育の機会であるリカレント教育を総合的に促進していく必要がある。

* 学社融合とは

学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動等、両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって、子どもの教育に取り組んでいこうとする考え方。事業の実施にあたっては、両者が主体となる。

[第2部 基本計画]

第1章 生涯学習の場の活性化

第1節 家庭における教育力の向上

家庭は、子どもにとって、家族とのふれあいを通じ、人間形成が行われる最初の間であるとともに、規範意識を育むなど、人間としての基本的な資質や能力を育成する場であり、すべての教育の原点ともいえる。家庭における教育力の向上は、子どもの基本的な生活習慣を確立させ、豊かな感性や情操を育むものとして、生涯学習の基礎づくりの中核をなしている。

現状と課題

本県の家庭教育環境は、明るい県民性と穏やかな風土に生まれ、子どもたちは、概ね家族の適切な保護と指導のもとに温かく育成されている。しかしながら、過保護・過干渉や放任、育児不安の広がりなど、今日の家庭における教育の問題は見過ごすことができない状況になっているとの指摘がある。

このため、本県においては、親や保護者がこのような家庭教育の重要性を認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて考える機会の提供と啓発活動の充実を図る必要がある。

家庭における教育力の向上の観点等から、子育て支援ネットワークの構築等家庭、学校、地域社会が連携して、総合的に家庭教育支援の充実を図る必要がある。

今後、子どもを安心して生み、育てられる安全な環境を整備するとともに、家庭教育の今日的な課題に対応して、親の不安、悩みなどを解決するための学習機会や相談体制のより一層の充実を図る必要がある。

施策の方向

家庭の教育機能の活性化を図るため、家庭教育に関する学習・相談機会等の充実を図る。

親になるための学習機会や、親のための相談事業を一層充実させる。

特に、乳幼児における親子の信頼関係の重要性、父親の子育てへの参画の重要性についての啓発に努める。

親の子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりと自信を持って家庭教育を実践することができるよう、子育てに関する情報の提供や相談体制の充実を図る。

家庭の教育力の向上を図るため、地域との連携を図りつつ、家庭教育についての情報交換・相互扶助を行えるような身近な「*子育て支援ネットワークづくり」に努める。

家庭における子どもの教育機能を支援する福祉関係施策の充実を図る。特に、児童相談所の専門機関としての対応力を強化するとともに、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を促進する。また、子ども虐待防止のための広報、啓発活動を強化し、児童の虐待防止を推進する。

家庭教育に関する学習機会の拡充をはじめ、困窮している保護者への支援体制の整備や相談体制の充実を図る。また、父親の家庭教育への参画を促進する。

* 子育て支援ネットワークとは

家庭教育に関する基礎知識の習得支援や、周囲に相談する人のいない親の相談相手となったり、親同士の学習活動を支援する個人やグループ等がお互いに連携していくこと。



第2節 学校における学習の充実

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたって学ぶための基礎・基本を培う場である。

生涯学習社会における学校教育では、生涯を通じて主体的に学び続ける資質や態度を身につけさせることがより大切である。学校教育を生涯学習の基礎を学ぶ場として、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考えるなどの、「*生きる力」を育成することが重要である。

現状と課題

現在、学校では、子どもたちが生涯を通して学び続けていくことができるよう、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力を育む、という教育が進められている。

また、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成が重要課題として取り組まれている。

さらに、子どもたちの「生きる力」を育むために、「学社融合」の必要性が言われ、現在様々な場面で取り組みが始まっている。しかしながら、これらの取組は十分とは言えず、さらなる生涯学習の拡充を図るためには、地域住民の学習の場として、学校施設・設備及び機能を社会教育のために利用していくことが必要である。

そうすることにより、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を生かし、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成を図ることができる。

今後、幼児児童生徒の多様な能力・適正、興味・関心等をさらに伸長させるため、知識を一方的に教え込むのではなく、好奇心や探究心を持って主体的に取り組めるよう、学習内容や学習形態の一層の工夫改善を図る必要がある。特に、「*総合的な学習の時間」を充実していくことが課題である。

また、学校は、家庭や地域社会と共に子どもを育てるという観点に立って、「開かれた学校」づくりが求められており、今後の大きな課題である。

施策の方向

基本的な生活習慣の形成を図るとともに、豊かな心をもつ幼児児童生徒を育成する。

基礎的・基本的内容の指導を徹底し、自ら学び、自ら考える幼児児童生徒の育成を図る。

たくましい心と体を育む教育を推進するため、運動・スポーツに親しみ、体力の向上と健康の保持増進を図る。

個性を生かした教育の推進を図り、「生きる力」の育成を図る。

世界と手をつなぐグローバルな教育を推進をするために、国際交流や国際協力を行う。

地域の実情や幼児児童生徒の実態に対応した、多様な特色ある学校づく

りを推進する。

国際化・情報化社会で活躍できる多様な人材育成を図る。

豊かな心を持ち、夢、実行力のある青少年の健全育成を図るため、青少年の地域活動・体験活動の充実及び活動の場の整備を促進する。

「ユイマール精神」で家庭・学校・地域社会の連携を進め、健全育成活動を促進する地域環境づくりを図る。

* 「生きる力」とは

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申において、今後教育はゆとりのなかで子どもたちに「生きる力」を育む、ことが基本となるとされた。

具体的には、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のことである。

* 「総合的な学習の時間」とは

「自らの課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる」ための学習、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て自己の生きる力を考えることができるようにする」ための学習。



第3節 地域社会における学習活動の促進

少子・高齢化や核家族化、都市化の進行とともに、人々の価値観が多様化するなど社会情勢が大きく変化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきている。

地域づくりは、生涯学習の振興と表裏一体のものとして、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味をもっている。

今後は、人々が、自発的に地域社会に参加する契機となるような、様々な学習機会を整備するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援したり、これらの活動を支える人材育成に努める必要がある。また、社会教育の在り方を常に見直し、その充実を図っていく必要がある。

現状と課題

本県は、地域では、婦人会等の社会教育関係団体をはじめ町内会、文化・芸能・スポーツ関係団体等が、地域の活性化のために活発に活動を展開しており、地域づくりに大きな役割を果たしている。

本県は、都市地域での自治会組織など強固で連帯が強いところは、地域の独自性を生かした地域づくりが行なわれているが、多くの地域では連帯が弱い状況にある。特に、離島地域では高齢化や過疎化が進み、いかに地域づくりを展開するかが大きな課題となっている。

今後は、生涯学習を通して住民相互の連帯を図り、豊かな地域社会づくりの創出が強く求められている。そのためにも、地域の生涯学習の拠点である公民館等における、様々な学習機会の提供の充実が課題である。

施策の方向

地域福祉推進事業により、ボランティア支援の充実を図る。

農林水産行政、教育行政及び福祉保健行政が連携して、食と農の体験学習等の食育を支援する。

世代間交流スポーツ大会や地域文化伝承活動を支援し、高齢者と青少年の世代間交流の促進を図る。

地域における高齢者自身の生きがいづくりや社会参加活動を支援する。

セミナーの開催や相談事業の実施により、次世代を担う起業家を育成する。

マルチ商法等、問題商法による被害や多重債務から発生する諸問題を未然に防止し、県民の消費生活の安定及び向上に努めるための、学習活動を推進する。

成人教育の拡充や指導者の発掘・養成を図るとともに、青少年教育や家庭教育の充実を図り、社会教育の振興を推進する。

地域における生涯学習を振興するために、人材バンクを構築し、指導者

の確保に努める。

第4節 職場における学習活動の促進

急速な技術革新の進展や情報化・国際化等、産業・就業構造の変化等により、人々は、職業に関する新しい知識・技術を学習する必要に迫られている。

一方、職場においては、職業生活上、必要に応じて、勤労者の職業能力を開発したり、ボランティア、スポーツ、教養、文化活動に取り組むなど、県民が勤労者として、社会人として、その能力を発揮して、生き生きと働き、生活することができるような環境の整備が必要である。

また、県の職員の資質の向上や安全衛生教育、自己啓発活動への支援等を含め、職場における学習活動を推進することが重要である。

現状と課題

現在、国・県や大学、産業団体等においては、講演、講座、研究会が、また、企業においては、企業内研修等の学習機会が提供されている。研修内容は、労働問題についての理解や労働者の福祉の増進、交通安全教育、女性の起業者支援研修、在職者の職業資質の向上を図る学習等である。

近年、企業には、社会経済環境、価値観等の変化により、経済活動一辺倒から社会的貢献者としての期待が寄せられている。

また、職場における労働安全衛生活動は、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために大切な活動であり、生涯学習の観点から、さらに多様な職場内学習の充実を図る必要がある。

施策の方向

職業に関する新しい知識・技術を習得するための学習や、講習会の開催を促進する。

農林水産業、工業、商業、その他の職業などの分野における職業能力開発に係わる多様な学習活動を支援する。

勤労者や県民に対して、労働基準法や男女雇用機会均等法等、労働関係法令の基礎的な知識の普及・啓発を図り、職場の労働環境を改善するため、講演会等を開催するなど、労働教育の充実に努める。

各事業所に対して安全に関する情報等を積極的に提供して、職場での安全教育を支援するとともに、職場における安全意識を高めるために、交通安全教育の重要性を認識させ、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。

職場における安全衛生管理活動を充実するために、衛生管理者等を養成するための研修会等の拡充に努める。

心の健康（メンタルヘルス）について、正しい知識の普及・啓発を図るため、研修会や講演会を開催するとともに、悩みを持つ職員が気軽に相談

できる体制の充実に努める。

第2章 生涯学習推進の具体的方策

第1節 教育・学習の総合化の推進

生涯学習とのかかわり

これまで家庭や地域社会が、学校に過度の役割と責任を期待しすぎたことを見直すべきという指摘がある。これからの子どもたちの教育は、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たすとともに、連携を図り、責任と自覚をもって、子どもたちを育てていくという視点に立った教育活動が望まれる。

このため、学校においては、学校運営に保護者や地域住民の参加を得るなど、地域に根ざし、地域に「開かれた学校づくり」を行うことが大切である。

また、「生きる力」を育むための「総合的な学習の時間」においては、地域の教育力や教育資源を活用した教育と学校教育との連携・融合を図ることが大切であり、今後の学校教育と社会教育の取り組みが重要である。

現状と課題

本県のこれまでの「開かれた学校づくり」は、主に施設・設備の開放、各教科の授業や特別活動における地域の人材活用等として行われてきたが、必ずしも十分ではなかった。

「開かれた学校づくり」を推進するには、教師や父母、地域住民の意識変革や家庭・学校・地域社会・行政の連携の在り方が課題である。

また、子どもの基本的な生活習慣が十分身に付いてない、根気がなく、けじめのある生活に弱いという調査結果にもみられるなど、家庭の教育力の低下が指摘されている。思いやりのある豊かな人間性を育むためには、家庭の教育力の向上を図ることが重要である。

「学社融合」は、教育の効果をより高めるために、目標が共通する教育活動を学校教育と社会教育の立場を越えて実施する教育の営みであるが、両者の担い手の意識の変革や連携は不十分であり、その支援に向けた取り組みが課題である。

施策の方向

「開かれた学校づくり」を推進するため、学校施設の開放や、教育課程、教育活動についての情報の提供を行うとともに、地域人材を活用した体験活動など、学校と地域との具体的な連携を推進する。

県指定の研究校を、地域に「開かれた学校づくり」のモデル校としての活用に努める。

「総合的な学習の時間実践事例集」等を活用し、「総合的な学習の時間」

できる体制の充実に努める。

第2章 生涯学習推進の具体的方策

第1節 教育・学習の総合化の推進

生涯学習とのかかわり

これまで家庭や地域社会が、学校に過度の役割と責任を期待しすぎたことを見直すべきという指摘がある。これからの子どもたちの教育は、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を十分に果たすとともに、連携を図り、責任と自覚をもって、子どもたちを育てていくという視点に立った教育活動が望まれる。

このため、学校においては、学校運営に保護者や地域住民の参加を得るなど、地域に根ざし、地域に「開かれた学校づくり」を行うことが大切である。

また、「生きる力」を育むための「総合的な学習の時間」においては、地域の教育力や教育資源を活用した教育と学校教育との連携・融合を図ることが大切であり、今後の学校教育と社会教育の取り組みが重要である。

現状と課題

本県のこれまでの「開かれた学校づくり」は、主に施設・設備の開放、各教科の授業や特別活動における地域の人材活用等として行われてきたが、必ずしも十分ではなかった。

「開かれた学校づくり」を推進するには、教師や父母、地域住民の意識変革や家庭・学校・地域社会・行政の連携の在り方が課題である。

また、子どもの基本的な生活習慣が十分身に付いてない、根気がなく、けじめのある生活に弱いという調査結果にもみられるなど、家庭の教育力の低下が指摘されている。思いやりのある豊かな人間性を育むためには、家庭の教育力の向上を図ることが重要である。

「学社融合」は、教育の効果をより高めるために、目標が共通する教育活動を学校教育と社会教育の立場を越えて実施する教育の営みであるが、両者の担い手の意識の変革や連携は不十分であり、その支援に向けた取り組みが課題である。

施策の方向

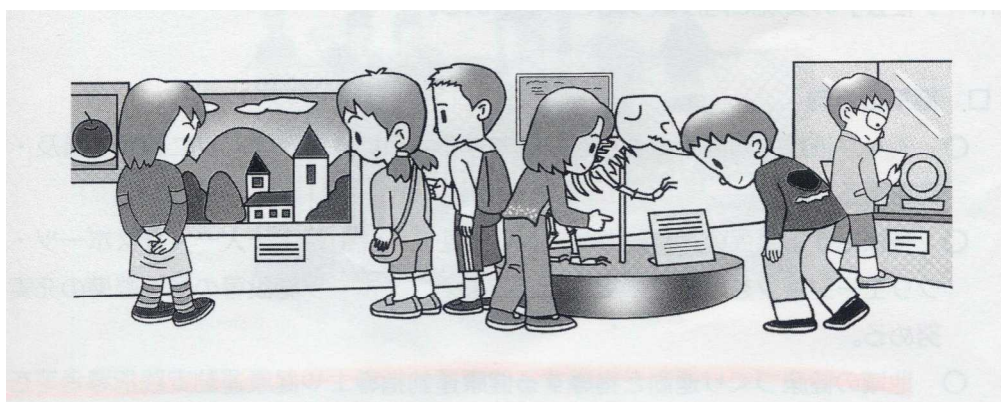
「開かれた学校づくり」を推進するため、学校施設の開放や、教育課程、教育活動についての情報の提供を行うとともに、地域人材を活用した体験活動など、学校と地域との具体的な連携を推進する。

県指定の研究校を、地域に「開かれた学校づくり」のモデル校としての活用に努める。

「総合的な学習の時間実践事例集」等を活用し、「総合的な学習の時間」

の充実を図る。

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校教育と社会教育が協力した「学社連携」や、それをさらに進めて、「学社融合」による教育活動の取り組みを促進する。



第2節 健康づくり・スポーツ活動の推進

生涯学習とのかかわり

心身ともに健康な生活は、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に、現代社会においては生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が極めて高くなってきた。

また、スポーツ活動は、人々に、爽快感、達成感、連帯感といった精神的充足感をもたらすとともに、健康・体力の保持増進を図り、明るく豊かで活力ある生活づくりに役立つものである。

現状と課題

近年、複雑化する社会生活のなかで、様々な心の問題を抱えた人が増加傾向にある。また、ライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病等が増加傾向にある。

健やかで、心豊かに充実した生涯を送ることは、県民すべての願いである。

県民が豊かで充実した生活を営むためには、メンタルヘルスの維持及び増進を図ることが重要である。

生活習慣病の発症や進行には、個人の生活習慣が深く関与しており、生涯をとおした健康づくりが重要である。

県では、県民の健康づくり運動の指針として「健康おきなわ2010」を策定し、一次予防に重点をおいた施策を展開しているが、行政機関をはじめ、関係団体が連携し、個人の健康づくりを社会全体で支援する環境を整備する必要がある。

また、県民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、健康で、かつ生きがいを持って社会活動ができるようにするため、健康・体力づくりをはじめ日常生活の中にスポーツを取り入れ、健康の保持増進を図ることが大切である。

このため、健康で、心豊かに生きるためのスポーツの振興をめざして、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、手軽にスポーツを親しむことのできる環境を整備し、少なくとも成人の週1回のスポーツの実施率が50%になるよう、「生涯スポーツ社会」の実現に向け取り組む必要がある。

施策の方向

人々が積極的に健康づくりを実践できるように、健康づくりに関する普及・啓発を図る。

多様化する県民のスポーツニーズに適切に応え、県民一人一人がスポーツ・レクリエーションを継続的に実践できるようにスポーツ施設等の条件整備の充実に努める。

地方公共団体や職場での生涯スポーツ指導者の発掘及び養成確保に一層努めるとともに、地域住民と行政のコーディネーターとしての体育指導委員の資質の向上を図る。さらに、スポーツ活動を支援するボランティア等の育成に努める。

地域の実情に応じた健康づくりに向けて、関係団体が主体的、組織的に取り組めるようその活動を支援する。

食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの育成を図り、それぞれが連携を図れるようなネットワークづくりを推進する。

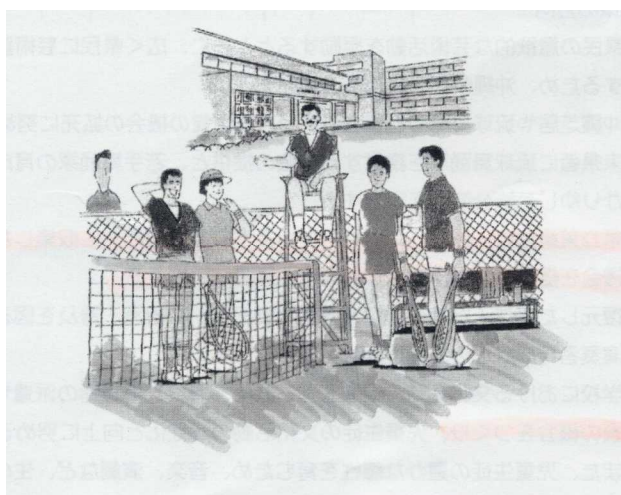
地方公共団体や関係団体等と連携を図り、スポーツを愛好する地域住民が多様な技術・技能レベルや興味・目的に応じて、だれでも、いつでも参加でき、自主運営できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成を促進する。

地域住民の多様なニーズに対応できる、健康づくりに関する実践的事業の企画や、保健所や市町村保健センター等の活用、県民が気軽に活用できる健康増進機能をもった施設の整備を促進する。

高齢者の健康の保持・増進のため介護予防事業に積極的に取り組むとともに、社会参加、生きがいづくりの観点からニユースポーツ、健康体操等の普及促進に努める。

高齢者や障害のある人も、社会参加が容易になる社会基盤の整備に努める。さらに、地域住民の身近なコミュニティスポーツ施設として、学校体育施設の開放を積極的に促進する。

メンタルヘルス、精神保健に関する県民への正しい知識の普及・啓発に努める。また、心の健康について、県民が気軽に相談できる機関等の案内・広報及び相談体制の充実に努める。



第3節 文化活動の推進

生涯学習とのかかわり

芸術・文化は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から高度な芸術活動に至るまで、非常に範囲が広く、長い歴史のなかで育まれてきた。人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すとともに、それ自体が生涯学習である。

郷土の伝統文化や芸術文化に触れ、自らも文化活動に参加し、あるいは歴史や文化を学ぶことは、豊かな精神生活を送るとともに、地域の振興に役立てることができる。

現状と課題

価値観が多様化し、ゆとりや生活の豊かさの実感が求められる中、公立文化施設等において各種の芸術・文化活動が行われ、また、伝統文化など、地域の文化資源を生かした事業が各地で展開されている。

社会の変化に対応した文化施策を推進するため、本県の文化振興のマスタープランである「沖縄県文化振興指針」を平成16年度に新たに策定し推進している。

また、関係市町村との連携・協力のもとに、「国立劇場おきなわ」や世界遺産に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を活用した学習機会の提供が必要である。

これまで、県民に対して、優れた舞台芸術や美術、音楽などの鑑賞やその活動に参加する機会を提供し、芸術・文化の振興を図っているが、優れた芸術に触れる機会を増やすため、県立博物館・美術館の利用促進を図る必要がある。

施策の方向

県民の意欲的な芸術活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供するため、沖縄県芸術文化祭を実施する。

沖縄芝居や琉球舞踊など郷土の舞台芸術鑑賞の機会の拡充に努める。

来県者に琉球舞踊等を鑑賞する機会の提供と、若手舞踊家の育成を図るため、「かりゆし芸能公演」を実施する。

県立博物館・美術館において、本県の自然・歴史・文化について、県民に鑑賞の機会を提供し、情操豊かな人間性の涵養に寄与する。

復元した琉球王府時代の宮廷音楽「御座楽」の継承・普及を図るため、演奏会や演奏者育成などの支援事業を実施する。

学校における文化活動の促進を図るため、優れた指導者の派遣や、文化活動の発表の機会を設け、児童生徒の文化活動の活性化と向上に努める。

また、児童生徒の豊かな感性を育むため、音楽、演劇など、生の芸術に触れる機会の提供・充実に努めるとともに、組踊等の沖縄伝統芸能に触れ

る機会を設ける。

「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の保存管理体制を充実するとともに、「国立劇場おきなわ」を活用した組踊り等の学習機会を提供し、地域の活性化につなげる。

社会教育関係団体等の事業に、ユネスコ等の文化活動を取り入れ活性化に努める。

県立埋蔵文化財センターにおいて、発掘調査により出土した埋蔵文化財を県民に公開するとともに、県民を対象とした講演会や体験発掘等を実施する。



第4節 国際交流・協力の推進

生涯学習とのかかわり

国際化の進展に伴い、外国及び外国人住民との交流の中で、様々な国の文化等を認め合いつつ、それを地域社会づくりに生かしていくことが必要となっている。

国際交流・協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、活動を通して新たな交流が生まれ、地域の活性化につながることを期待できる。

現状と課題

情報技術や交通ネットワークの飛躍的な発達によって、人・物・情報が国境を超えて行き交うグローバルな時代の到来を背景として、本県においても様々な分野での国際交流・協力活動が活発化している。

本県の国際交流・協力において特徴的なことは、我が国有数の移民送出県であったことを基盤として、南米、北米、ハワイ、フィリピン等、アジア太平洋地域に約35万人の沖縄県系人が在住しており、これら県系人と県民との人的ネットワーク（ウチナーネットワーク）が形成されていることである。

また、地理的に近く歴史・文化的にも親和性のある台湾や中国など東アジア各地域との学術・文化交流や経済交流が拡大しており、当該地域間においてウチナーを介したネットワークが形成されつつある。

海外の県系人を核とするウチナーネットワークは、沖縄の地理的特性、歴史的背景から蓄積された特色ある資源であり、本ネットワークを学び活用することによって異文化理解を促進し、地域の活性化につなげていくことが必要である。

施策の方向

県民の国際交流・協力についての理解と関心を高め、国際化の進展に対応しうる人材の育成及び確保に努める。

次代を担う県内及び海外の青少年が相互に交流し学習しあうジュニアスタディーツアーやホームステイ交流事業等を推進し、ウチナーネットワークの拡充・深化を図る。

国際交流・協力を積極的に進めて行こうとする民間国際交流団体の育成・強化を図り、県民の幅広い参画を促進する。

国際交流・協力の推進に当たって不可欠なボランティア活動を促進するため、ボランティア登録制度の充実に努め人材育成を図る。

国際化の進展により、外国人の増加と定住化が進む方向にあることから、生活者としての外国人に対する支援策の拡充を促進する。

国際協力の実施機関であるJICA沖縄国際センターと連携・協力して、県民、児童生徒の国際協力への関心と理解を深める啓発活動を促進する。

第5節 生涯学習を通してのまちづくり

県民が心豊かで充実した人生を送るためには、生活基盤となる地域において、特産品や、誇れる自然・歴史・伝統文化などを通して、個性豊かで魅力ある*まちづくりを進める必要がある。

また、地域が抱える自然環境の保全、ゴミ問題、介護・福祉等の様々な課題は、住民自らが学習し理解することにより、最も効果的な対処が可能となる。

これからの生涯学習行政は、学習機会の提供だけでなく、学習成果を地域社会に生かす取り組みが必要となっている。それは地域社会の活力を取り戻すためにも大きな役割を果たすものと期待される。

* まちづくりとは

その地域の持つ特性や独自性(地理的条件、文化、歴史等)について、発見したり、また、学習したことを、まちづくりに生かすこと。



第1項 住民参画によるまちづくり

地域の活性化を図るために、芸術文化活動をはじめ、多岐にわたる分野に関する学習の機会を提供するとともに、地域住民と行政とのパートナーシップを確立し、生涯学習を通しての魅力あるまちづくりを推進することが重要である。

施策の方向

地域では、公民館等を中心に、豊年祭や海神祭等の祭事行事を住民参加の下に、活発に実施している。その一方、離島等では、過疎化により、それらが実施できない地域もある。そのような中で、郷友会等との連携・協力による、地域の活性化事業等の促進に努める。

青少年から高齢者まで、地域の一員としての自覚の下、まちづくりの活動に参加できるよう支援体制の整備を促進する。

住民の主体的、自主的な生涯学習への取り組みによる、活力に満ちた「地域づくり」に努める。

人々が、地域の課題や特性に気づき、主体的かつ自主的に学習していく環境の整備に努める。



第2項 地域間交流によるまちづくり

個々の市町村があらゆる住民の学習ニーズに応えることは極めて困難である。そこで、市町村の有する多様な学習資源をネットワーク化して、相互に提携し合うために、市町村域を越えた、広域的な学習サービスの提供のための体制を整備する必要がある。

また、環境保全等の学習活動を行い、その成果を活用して、都市と農村、漁村、離島等の交流を促進するとともに、例えば「海」や「川」で結ばれた地域が、一体となったまちづくりを地域間が交流して進められるよう支援体制の整備が求められている。

施策の方向

各地域におけるまちづくりの中核となる公民館等の施設や機能を整備し文化・交流・情報発信機能などを備えることにより、各地の特色ある施設の相互利用や、学習者同士が広域的な交流を深めるなど、関連施設の相互連携の強化に努める。

県内の市町村が連携して、それぞれの有する豊かな人材や多様な生涯学習関連施設等を活かし合う「広域連携」を進める。

広域的に湾岸や河川を活用した事業をする際、新たなまちづくりを行政と地域住民が一緒になって「環境講座」等を開設し、住民自ら学習することにより、地域間交流によるまちづくりに努める。

河川の清掃活動等、快適な水辺環境づくりに取り組めるよう、河川浄化に関する流域市町村の共同事業への支援を行い、地域間交流によるまちづくりの推進に努める。

広域的な環境保全に関して、環境アドバイザー及び環境保全活動推進員等指導者を設置し、広域の市町村の人々と共に、環境保全活動の推進に努める。



第3項 福祉と安全のまちづくり

人々が、住み慣れた地域で、安全で安心して安らぎのある生活を送れる地域社会づくりができるよう、自然災害、交通事故、犯罪など安全に関する学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要がある。

また、地域における福祉活動の促進を図り、地域社会を築き上げる担い手としての人材育成を推進する必要がある。

施策の方向

障害者や高齢者の安全、また高齢社会に関する学習機会や場を提供し、地域における福祉への理解と参加を促進する。

在宅の障害者の社会的向上を図るため、地域生活支援事業を実施し、自立と社会参加の一層の促進を図る。

「点訳・朗読奉仕員養成事業」や「手話通訳者・要約筆記者養成事業」等を実施し、障害者の福祉に関わる人材を養成する。

様々な学習機会を提供して、老人クラブ等、高齢者の諸活動への取り組みを支援する。

農業生産や地域活動の役割を担えるよう、生涯現役の元気な高齢者を育成する。

市町村における高齢者活動計画を作成して、農村漁村高齢者の活動を促進する。

高齢者自立活動の推進体制の整備として、農業生産活動及び地域社会活動を推進するために必要な研修会の開催、情報の収集・資料提供、機器等環境条件の整備を支援する。

地域社会の実情に応じた消防防災、防犯、交通安全意識の高揚や学習機会の提供を促進する。

交通安全に関するマナーとルールの普及のため、広報・啓発活動を推進し、参加・体験・実践型の交通安全学習活動を支援する。

人々が、安全に安心して暮らせるよう、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、情報提供体制の充実や消費者啓発のための学習機会の提供に努める。

県民挙げて推進している「ちゅらさん運動」の定着・拡大を図るため広報・啓発活動を推進し、地域、職域における自主防犯ボランティア活動の拡充・支援を行う。

第4項 人と自然が共生するまちづくり

人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現のために、自然や環境に関する各種の情報の提供や自然とふれあう機会の提供を通して、県民各層に対する自然環境保全思想の普及に努める必要がある。

本県の自然や環境は、かけがえのない産業資源であるとともに、学習資源でもあり、これらに関する環境保全等の普及・啓発と合わせて学習機会の提供を図る必要がある。

施策の方向

自然公園等の歩道、野営場等の利用施設を整備するとともに、自然観察会等の自然に親しむ各種活動などを通じ、自然を学ぶ、自然に学ぶ学習機会の提供に努める。

水資源の確保については、雨水の利用、下水・排水処理等の水の合理化を推進するとともに、節水器の普及等により、節水意識の高揚を図り、節水型社会の形成を促進する。

児童生徒に水に対する関心と理解を深めることを目的に、「中学生水の作文コンクール」や、浄水場及びダムの水源施設見学会を実施する。

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球環境問題は、極めて重要な課題の一つであるので、あらゆる活動・生活様式を地球環境の視点から見直すことに努める。

「みんなで作る清ら島 おきなわアジェンダ21」の推進に向けて、「おきなわアジェンダ21 県民会議」を設置し、施策の展開に努める。

子どもたちの地域での清掃活動、ボランティア活動、自然から学ぶ体験活動を奨励するとともに、環境保全への意識の高揚に努める。

また、次世代を担う子どもたちが、環境に関する学習や具体的な取り組み・活動が展開できるように支援する、「こどもエコクラブ」事業を推進する。

県民が環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月を「環境月間」として、各種の行事を実施する。



第5項 地域産業の振興によるまちづくり

人々の生活基盤となる豊かなまちづくりを進めるためには、地域産業の振興による経済活動は重要である。

県内では、新たな産業創出のため、地域資源の掘り起こしなど、地域産業の活性化に向けた生産技術や商品開発並びに研究活動が実施されている。

産業の振興を図る上では、産業・就業を取り巻く環境の急速な変化に伴い、技術革新や環境に配慮したまちづくりが求められており、専門的な知識や技術を身につけた人材の育成や技術情報の普及が必要である。

さらに、農漁村地域では、農林水産業・農山漁村の持つ良さを活用したまちづくり活動が展開されつつあり、今後、産業の振興と生涯学習による地域づくりを推進する必要がある。

施策の方向

新産業の創出や既存産業の育成強化及び技術等の普及を図るため、各産業分野において、専門知識・技術を身につけた人材や後継者の育成に関する学習機会の充実に努める。

地域の特産品の開発や他の地域に誇れる産業を育成するために、地域の持っている潜在的な能力を発見したり、地域についての学習活動の奨励に努める。

新産業を含めた各分野の産業と、本県独自の伝統文化、工芸産業を育み、地域産業として振興を図るため、各分野における生産技術や商品開発並びに研究交流活動等によるまちづくりを支援する。

農林水産業においては、生産振興のみならず、地域の農村・漁村の持つ多面的機能を活用した、都市住民との交流や地域づくりを支援する。



第6項 歴史・文化を生かしたまちづくり

人々が、心豊かで潤いのある生活を送るためには、文化的な要素がなお一層重要である。

そのため、郷土の歴史や伝承、伝統文化や芸能文化に触れ、自らも文化活動に参加し、学習することで、楽しく生きがいを持って生活ができるよう、芸術文化活動の促進や芸術鑑賞機会の充実を図ると共に、歴史・文化を生かすことにより、地域の活性化につながるまちづくりを推進する必要がある。また、創造的な文化、芸術活動を行うためには、だれもが主体的に参加できる環境の整備が必要である

施策の方向

組踊鑑賞会等を開催し、県民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するとともに、地域の組踊の発掘、地域のまつりの再興への支援など、自主的創作活動の発表の機会の充実を図る。

住民が自主的に文化芸術に関わっていく活動を支援する。

地域の芸術文化活動の促進や芸術鑑賞機会の充実を図るため、県芸術文化祭の広域的な開催を市町村との共催で実施するとともに、沖縄の文化に関する知識を広め、その学習機会の充実を図る。

歴史的建造物や街並みの保存活用の推進、伝統行事・芸能の継承活動を支援するとともに、生涯学習機会の提供の充実を図る。

生活や豊かさを実感できる文化的環境を醸成するためにも、沖縄を愛し誇りとする子どもたちを育む学習機会を積極的に提供する。

本県文化の基層である「しまくとぅば」の普及促進に関する事業を実施するとともに、各市町村と連携して、地域における多様な「しまくとぅば」の保存と継承を図る。



第6節 ボランティア活動の促進

生涯学習とのかかわり

自由時間の増大や価値観の多様化などにより、ボランティア活動への参加意欲が高まっているとともに、活動を通して新しい交流や地域の活性化が始まるなど、生涯学習を形成する上で、大きな役割を担っている。

ボランティア活動は、本来、意志さえあれば誰にでもできるものであるが、その活動にかかわる分野の学習が必要なものや、その活動に参加することによって、意欲を高めることにつながり、生涯学習を促す活動として大切である。

現状と課題

ボランティア活動は、人々に精神的な充実感や生きがいをもたらす、自己実現の活動として、社会福祉や環境保全、青少年の育成、国際交流など、様々な分野で盛んに行われている。

沖縄県社会福祉協議会が把握している本県のボランティアの数は、70,045人(平成17年4月)で、人口比では5.1%となり、全国平均の5.8%を下回っている。

子どもたちのボランティア精神を培うため、昭和48年度からボランティア活動協力校を指定し、平成19年度までに、延べ1,344校を指定した。

学校教育に、ボランティアとして地域人材を活用している学校は、小学校100%、中学校90.6%で、学校支援ボランティアが定着しつつある。

地域においては、「老人クラブ」等が、高齢者の相互扶助や生きがい健康づくりの一環として、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる。また、社会福祉施設等では、施設利用者による、地域での清掃ボランティアや他の施設利用者との交流を図っている。

生涯学習の進展とともに、公民館などの学級・講座やサークル活動等も盛んになりつつあるが、積極的に学習の成果をボランティア活動等に、生かすことが求められている。

県内で活動する民間非営利活動団体(NPO)は、活動資金や人材不足等で十分な組織体制が整えられていないのが実情であるが、今後、行政と共に公共サービスを担っていく主体として、その役割が期待されている。

施策の方向

ボランティア活動の振興のため、情報誌やインターネットを使った情報の提供やボランティアネットワーク体制の整備など、支援体制づくりを推進する。

社会人のボランティア活動への参加を進めるため、ボランティア休暇制度や保険制度の普及を促進する。

社会教育関係団体・機関等との連携に配慮しながら、児童生徒の学校教育及び地域社会におけるボランティア活動の充実に努める。

沖縄県ボランティア・市民活動支援センター事業の充実に努め、学童・生徒の福祉ボランティアの推進やリーダー養成、コーディネーター養成研修事業の充実に努める。

学校におけるボランティア学習の充実に努め、ボランティア活動協力校指定事業への学校の積極的協力を促進する。



第7節 男女共同参画の推進

生涯学習とのかかわり

「*男女共同参画社会」を実現するためには、人権尊重の理念を社会に根づかせ、真の男女平等を推進し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれずに、それぞれの個性と能力を發揮できるような社会づくりが必要である。

そのためには、男女共同参画の視点に立った教育を家庭、学校、地域の中で推進し、意識の啓発を図ることが必要である。

現状と課題

県においては、「沖縄県男女共同参画計画（後期）～DEIGOプラン～」に基づいて、男女が社会の様々な分野に対等なパートナーとして参画し、共に責任を担い合う男女共同参画社会の形成に向け、意識改革、女性の登用、就業促進等のための、学習機会を提供している。

また、家庭や地域における男女平等意識の涵養を図るため、「父親フォーラム」「青少年の健全育成を考える地域懇談会」等の学習機会を提供している。

人々の意識の中に、長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割意識は時代と共に変わりつつあるものの、県民の生活にはそれが未だ根深く残っていることから、すべての人に男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせる必要がある。

男女共同参画社会基本法の制定等によって、社会的な取り組み体制は着実に改善・整備されてきているが、女性の社会参画に対する意識や固定的な役割分担意識については男女共同参画の視点に立った意識の改革が重要であり、今後とも学習機会の充実、普及・啓発を図る必要がある。

施策の方向

男女共同参画社会を実現するための学習機会の充実、公報誌の発行等の広報・啓発活動に努める。

男女共同参画の視点に立った地域のリーダーと団体の育成を図る。

人権意識の高揚、社会制度・慣行の見直し、男女平等意識の普及促進を図る。

行政、職場、地域社会等のあらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画機会を拡大するよう努める。

子育てにおいては、男女の固定的役割分担意識を見直し、家事や子育てへの男女共同参画を推進する。

* 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

第8節 情報化に対応した学習活動の推進

生涯学習とのかかわり

高度情報通信ネットワーク社会においては、人々の活動が広域化し、ビジネスチャンスが拡大する一方、自ら情報を発信したり、大量にあふれる多様なメディア情報を適切に処理し、その中から必要なものを主体的に選択し、活用していく能力を身につけることが必要となっている。

現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、国境や距離を越えて、人々の生活や経済活動に大きな変革をもたらしている。

総務省の「情報通信白書19年度版」によると、平成18年のインターネットの人口普及率は68.5%、利用人口8,754万人と推定されている。その内、ブロードバンド回線の契約数は2,644万件に達している。なお、全国の総世帯数に占めるブロードバンド利用可能世帯数の割合を示すブロードバンド世帯カバー率を見ると18年度末には95%に増加し、超高速ブロードバンドでは84%に増加しており、高い水準になっている。

総務省では、平成18年度8月に「次世代ブロードバンド戦略2010」を公表し、2010年度へ向けたブロードバンド整備の基本的な考え方、推進体制のあり方を明らかにしている。

それを受け、沖縄県においても、平成19年度2月に総務省、県、及び通信事業者の3者の協働により、本県におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に資するため、ロードマップ(ブロードバンド整備目標)を公表した。

県においては、平成10年9月、「沖縄県マルチメディアアイランド構想」を策定し、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの構築など、高度情報化に向けた施策を展開している。

さらに、離島地区の情報格差是正を目的として、平成17年度から19年度の3カ年事業として「沖縄県離島地区ブロードバンド環境整備促進事業」を実施している。その事業により、小学校のある全離島において、ブロードバンド環境が整備される。

高度情報通信ネットワーク社会に対応するため、情報格差(デジタルデバイド)の解消を図り、情報リテラシーを身につけた人材を育成することが求められている。また、ネットワーク上の規範や規則の問題など、「情報モラル」を育成することも課題となっている。

施策の方向

パソコンをはじめとする情報通信機器の操作方法など、情報処理・活用能力を高める学習機会を一層充実する。

情報通信機器の発達に合わせた、新しい知識や技術・技能等を修得する職業訓練の機会を充実する。

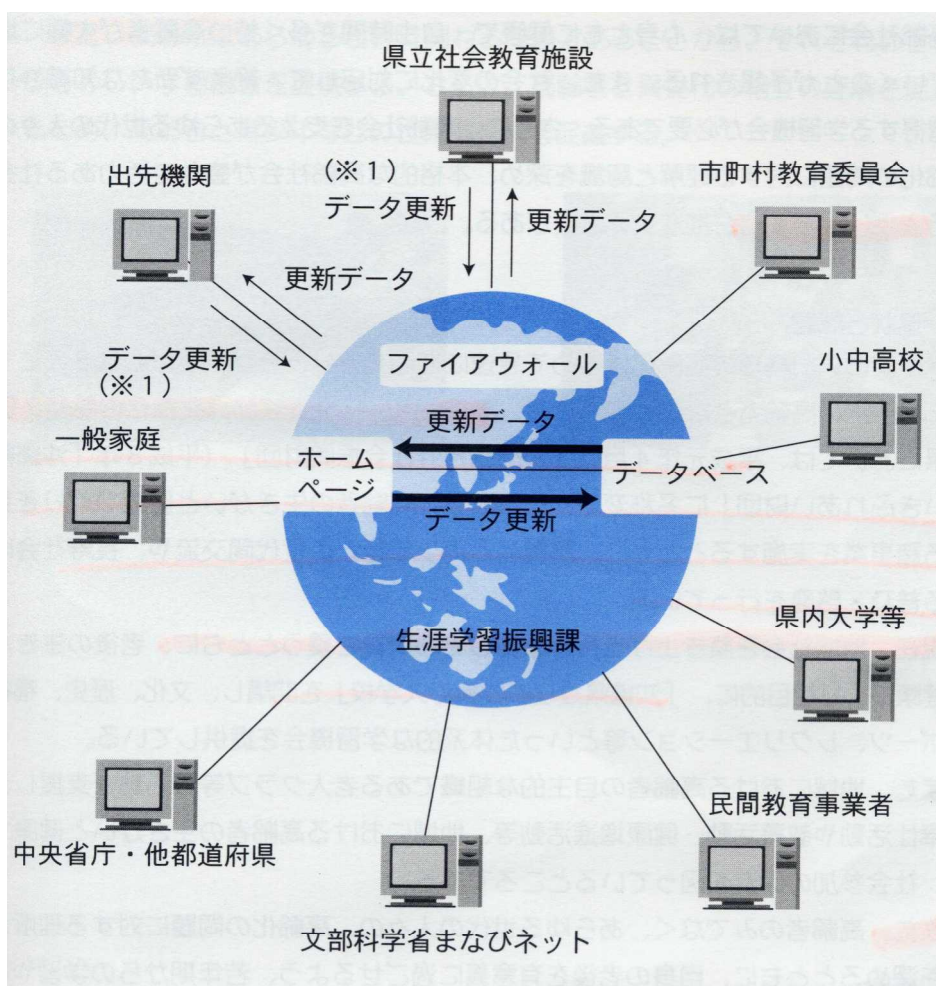
学習者のニーズに応えるために、市町村、大学、民間事業者等と連携することにより学習相談等を行うとともに、それを可能とする仕組みづくりに努める。

また、生涯学習施設間のネットワーク化を図り、地理的・時間的制約を超えた、多様で豊富な学習機会の提供ができるように努める。

すべての児童生徒に対し、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を発達段階に応じバランスよく身に付けさせ、情報活用能力を育成する。

また、IT教育センターにおけるIT教育研修の推進及び産業技術教育センターにおける専門研修の拡充に努める。

生涯学習提供システム イメージ図



第9節 高齢社会に対応した学習活動の推進

生涯学習とのかかわり

高齢社会においては、心身ともに健康で、自由時間を多く持つ高齢者が大幅に増大していくことが予想される。また、社会の変化に対応して、絶えず新たな知識や技術を習得する学習機会が必要である。さらに、高齢社会を支えるあらゆる世代の人々の、高齢化の問題に対する理解と認識を深め、本格的な高齢社会が豊かで活力ある社会となるよう、各世代に対応した学習活動を推進する必要がある。

現状と課題

我が国は急速に高齢化社会に向かっており、今世紀半ばには3人に1人が65歳以上の高齢者となる。これに対し本県における高齢化は全国に比べその速度は緩やかなものの確実に高齢者人口は増加しており、今や本格的な高齢社会を迎えている状況である。

県においては、高齢者の生きがいと健康づくりを支援する諸事業を沖縄県社会福祉協議会（沖縄県いきいき長寿センター）に事業委託しているほか、高齢者と青少年等との世代間交流や、長寿社会に対する普及・啓発にも取り組んでいる。

平成2年度から、地域社会を築き上げる担い手の育成を図るとともに、老後の生きがいと健康づくりを目的に、「沖縄県かりゆし長寿大学校」を開講し、文化、歴史、福祉、スポーツ、レクリエーション等といった体系的な学習機会を提供している。

また、地域における高齢者の自主的な組織である老人クラブ等の活動を支援し、社会奉仕活動や教養活動、健康増進活動等、地域における高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加の促進を図っているところである。

高齢社会に的確に対応していくためには、高齢者のみでなく、あらゆる世代の人々の、高齢化の問題に対する理解と認識を深めるとともに、自身の老後を有意義に過ごせるよう、若年期からの学習や社会参加活動を促進していく必要がある。

また、本県においても増加している団塊世代の退職者については、地域とのつながりが希薄になりがちであり、これらの高齢者層の社会参加、生きがいづくりは、今後の重要な課題となっている。

施策の方向

多様化する高齢者の学習ニーズに対応した、各分野における高齢者向けの学習機会の拡充に努める。

地域における老人クラブや高齢サークル等の、スポーツ・文化・ボランティア活動等の取り組みを支援する。

高齢者の社会参加活動を促進するため、広報・啓発や情報提供・相談体制の強化・拡充に努める。

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験、技能を活かした社会参加ができるよう、就労機会の確保やボランティア活動等への参加を促進する。

高齢者や高齢社会に関する理解と意識の高揚を図るため、関係団体と連携をはかり、高齢社会に関する普及・啓発活動を推進する。

高齢化社会は、あらゆる世代に関わる問題であることから、それぞれの世代にふさわしい学習機会を提供する。さらに、高齢者と異世代の相互の理解を促進するため、高齢者と青少年等との世代間交流を促進する。



第10節 リカレント教育の促進

近年の著しい技術革新の進展や産業構造の変化、さらに国際化・情報化等の社会の変化に対応して、社会人・職業人が新たな知識や技術を身につけたり、陳腐化していく知識や技術をリフレッシュすることが求められている。

また、所得水準の向上や自由時間が増大するとともに、高齢化や女性の社会参加が増加している。

このような社会的背景の中で、社会の各分野において絶えず新しい知識や技術を習得していく必要が生じていることに加え、学習自体に生きがいを見いだす学習意欲が高まっている。

今後、社会人・職業人の再教育、いわゆるリカレント教育に対するニーズがますます増大することが予想される。

第1項 大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実

生涯学習とのかかわり

県民の多様で、高度な学習ニーズに応じていくためには、大学で最新かつ高度な知識や技術を、専修学校・各種学校では社会の変化に即応した実践的職業教育や専門的技術・技能教育などの分野での役割を活用することが期待される。それらの高等教育機関のノウハウや施設等を活用したリカレント教育の拡充を図る必要がある。

現状と課題

現在、県はおきなわ県民カレッジの「連携講座」として、大学等と連携して実施している。また、主催講座として、専修学校・各種学校と共催して「学校開放講座」を開講している。

今後、さらに高等教育機関を活用したリカレント教育へのニーズが高まることから、学習者のために、学習機会及び場の提供と相談体制の整備・充実が求められている。また、働く人の学習を支援するために、就労環境の整備や受講時間帯の柔軟化、さらには、就学しやすい入学制度の弾力化等が望まれる。

大学等については、学問の研究成果の地域への還元や施設等の機能の開放が、専修学校等には、そのノウハウを活用した実践的職業教育等を拡充することが期待されている。

また、科学技術の進展や高齢化、特に団塊世代の退職に伴い、リカレント教育を総合的に促進するため、大学や放送大学等の公開講座とネットワークした仕組みづくりが必要である。

施策の方向

社会人に対する学習活動への参加のための普及・啓発、学習情報の提供及び学習相談の促進に努める。

学習者が受講しやすい条件の整備を図るため、学習休暇制度の導入及び託児施設の設置など就労環境をはじめとする社会環境の整備の促進に努める。

社会人特別選抜の実施、通信制・夜間開講制及び科目等履修制度の充実、聴講生・研究生や夜間大学院での受け入れ等の拡充や大学等へ就学しやすい入学制度等の整備に努める。

大学等の教育機能や研究成果を広く社会に開放するための公開講座等の拡充を促進する。

関係機関との連携によるリカレント教育推進のための体制づくりに努める。



第2項 社会人の職業能力開発の方策の充実

生涯学習とのかかわり

人々が職業に関する知識、技術を身につけ、希望に沿った職業に就くことができることは、充実した人生につながる。

現代社会は、学校教育で修得した基礎的な知識や技術だけでは対応が困難な状況にあり、職業能力を維持し、発展させるために、学校卒業後の継続的・体系的学習の必要性が高まっている。

現状と課題

技術革新や高度情報化等さらに、経済のグローバル化が進行している中で、職業能力を高め、生活の向上を図るためには、新しい知識や技術の習得が、従来にも増して必要となっている。

また、社会・経済情勢の変化に伴う産業界のニーズに応え、活力ある社会を形成するため、構造変化に適切に対応できる、高度な専門知識、技術を有する人材がこれまで以上に求められることが予想される。

そのため、職場におけるOJT（職場内の研修や訓練）やOFF-JT（職場外の研修や訓練）により、絶えず新しい知識や技術を身に付けることが必要である。

施策の方向

県民が必要な時期に、職業に関する能力開発ができるよう、生涯学習の情報を一元的に集約し、インターネット等によって提供できるシステムの構築に努める。

産業界や民間教育事業者、高等教育機関などが連携し、社会人に対するリカレント教育を促進する。

「第8次沖縄県職業能力開発計画」（平成18年度から平成22年度）を基に、総合的な職業能力開発行政を推進する。

中学校、高等学校における職業教育を推進し、社会の変化や産業界の動向に対応できる人材を育成する。

第3項 職業能力の評価体制の整備

生涯学習とのかかわり

生涯学習社会の形成のためには、県民の学習活動の成果が、社会や企業で適切に評価されることが大切である。そのためには多様な学習の成果がよりの確に評価されるような社会的システムづくりが必要である。

行政や企業等には、資格や技能検定の制度など、的確な評価システムづくりが期待される。

現状と課題

労働者の技能を一定の基準で評価することは、職業能力開発の目標を与え、技能習得の意欲を高揚させることにつながる。そのためには、資格取得のための情報提供の充実など、勤労者がより学習しやすい環境づくりが必要である。

施策の方向

技能検定、職業能力評価制度の普及・啓発を促進する。

第3章 生涯学習社会をささえる

第1節 生涯学習の総合的推進

生涯学習社会を形成していくために、県民の広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築していく必要がある。地方分権、学習ニーズの多様化・高度化、民間諸活動の活発化が進む中、ネットワーク化の推進は、行政や関係機関・団体等のそれぞれが持つ人材や施設等の豊富な学習資源を相互に活用し、県民の学習ニーズに効率的・効果的に学習機会を提供することが必要である。したがって、行政の各機関の連携はもとより、大学、民間、NPO等それぞれの自主性を尊重するとともに、それぞれの役割を明確にしなが、総合的なネットワーク化を推進していく必要がある。

第1項 総合的な行政施策の展開

現状と課題

県は、全庁的な生涯学習活動を支援する目的として、平成4年3月に知事を本部長とし、各部局長を構成員とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置した。

現在、平成14年に策定された「第二次沖縄県生涯学習推進計画」に沿った施策の推進がなされており、また、平成4年には、県教育庁社会教育課を県教育庁生涯学習振興課に改組した。多くの市町村においても、同様に生涯学習に係る組織の改組が行われ、本県の生涯学習の振興のための体制の整備が図られてきている。

さらに、県庁各部局や地方機関がそれぞれ積極的に生涯学習関連事業を展開し、生涯学習に関する人々の意識はかなり高まってきたと考える。

しかしながら、それぞれの部局が独自に事業を展開しており、生涯学習推進本部においては各部局や生涯学習関連機関の有機的な連携や一層の協力が必要とされており、「第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」を策定し、生涯学習社会の実現を目指して推進を図る。

行政組織として、各部局間で連携・協力して総合的な生涯学習推進体制を整備することが求められている。

施策の方向：

だれでも、継続的かつ体系的な学習を行えるような総合的学習環境の構築を目指す。

総合行政としての実効ある県行政システムの構築し、全庁的なプロジェクト型の特定事業を総合的に行い、総合的組織としての実働性を高める。また、行政及び関係機関・団体等のネットワークの構築を行い、県民の学習ニーズに効率的・効果的に対応する。

生涯学習推進本部の機能を活用し、幹事会を定期的を開催しながら、生涯学習推進に関する企画や施策の展開など、県庁各部局の有機的連携・協力の強化を図り、総合組織としての実働性を高める。

市町村にも同様の推進体制の整備や、広域的な生涯学習関連施への取り組みを促進する。

多様化・高度化する県民の学習ニーズを適切に把握し、効率的・効果的に対応していくために、様々な課題に対して各部局・出先機関が連携・協力した事業展開を検討する必要がある。

第2項 県と市町村の役割分担

現状と課題

これまでの県民生活は、直接的、間接的に規制されたところがあり、県や市町村は、住民の要望に応え難く、独自の施策が展開し難いという実態があった。地方分権一括法が平成11年7月に成立し、国と地方の新たな関係が始まった。

この地方分権は、それぞれの地域の歴史・文化・自然条件等、特性を生かした多様で個性あふれる「地域づくり」ができるよう、「地方自治体に対する規制緩和」を進めようとするものである。

個性あふれる潤いと生きがいのある社会を築いていくためには、国と県、県と市町村の間の役割分担を明確にしながらか施策を展開する必要がある。

また、地域住民の学習ニーズは、市町村がきめ細かく対応することが必要である。現代的課題の解決策など、行政区域を超え、広域的な学習機会・場の提供も求められている。

施策の方向

国の規制緩和の方針に基づいて、事業運営や人材活用の弾力化を進めている。

広域学習圏または市町村域学習圏を単位として、市町村や市町村同士が主体的に協力体制づくりを進めるよう働きかける。

県として、市町村間の学習ネットワーク形成を支援する新しい施策の展開を検討する。例えば、県民の広範な領域で行われる学習活動に対する、様々な立場から総合的に支援していく仕組みの構築等である。

第3項 生涯学習関連施設の整備と運用の弾力化

現状と課題

近年、生涯学習関連施設の整備はかなり進んできたものの、必ずしも利用者の立場に立った利用環境になっていないという指摘がある。市町村立の大規模

な生涯学習関連施設も整備が進んできたが、設置市町村単独では充実した運用が難しい自治体もある。

生涯学習活動の一層の推進を図るため、利用者のニーズに応じた施設運営を検討する必要がある。また、現在、講座等の内容によっては、広域的に実施しているところもあるが、十分とはいえない。今後、市町村間の広域的な連携やそれぞれがより有効に活用していく方策を検討する必要がある。

施策の方向

開館日、開館時間、使用方法等の見直しや利用制限の柔軟な適用が望まれる。

生涯学習関連施設について、NPO等の民間団体や自主活動サークルに、ボランティアとして一部管理を委託するなど、様々な形の運営方法を検討する。

利用者のニーズに応じた形でインテリジェント化やバリアフリー化を検討し、施設間連携事業の充実を図る。

魅力ある「開かれた学校づくり」の推進と併せて学校開放講座のより一層の拡充と、今後増加が見込まれる余裕教室の多目的利用や地域開放を進める必要がある。

子どもたちに多様な体験を与えるためにも、学校と社会教育施設、福祉施設との複合化の取り組みも積極的に検討をする必要がある。

第4項 生涯学習推進センター機能の拡充

現状と課題

県は、平成16年4月那覇市の南部合同庁舎7階に沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センターを設置し、体系的かつ継続的な学習機会を提供する「おきなわ県民カレッジ」の開設、生涯学習の提供学習相談等を実施している。

また、地域特性を踏まえた学習プログラムの開発や指導者の養成等を進め、6教育事務所を拠点とした広域学習圏を視野に入れた生涯学習ネットワークづくりの役割を果たしている。さらに、市町村や大学等の実施する「生涯学習講座」等の充実、団体・グループの行う「自主活動」の展開等と相まって学習ニーズは多様化、高度化してきている。生涯学習情報提供システムは、人々の学習を支援する学習情報（学習機会情報、施設情報等）と市町村業務を支援する情報（指導者情報）を、市町村教育委員会や公民館・図書館等に設置したインターネット等により提供し、年々その利用は拡大している。

多様な学習ニーズに対応するためには、今後一層充実した学習プログラム開発やシステム開発等が必要である。また、広域学習圏の定着、市町村による広域的ネットワークづくり、協力体制の推進が必要である。さらに、教育改革の大きな柱である学校と地域が一体となった教育活動の展開（学社融合）と併せて、その普及と定着を図る必要がある。生涯学習コーディネーターを6教育事

務所に配置し、面談や電話による学習講座や講師紹介等、学習相談件数は年々増加傾向にあるが、より一層の充実が求められている。

施策の方向

(1) おきなわ県民カレッジの充実

おきなわ県民カレッジは、「主催講座」と「連携講座」を中核的業として県民に学習の機会を提供するとともに、先導的な学習プログラム開発や実践の場としての役割を果たしている。

「現代的課題」に重点を置き、専門的、体系的な学習機会を提供する。

「沖縄学」「平和学」「長寿学」等を主催講座に取り入れ、魅力ある学習プログラム開発、システム開発を早急に進め、高度化する学習ニーズに迅速に対応する。

広域学習圏を視野に入れた各講座を開催する。

生涯学習推進本部の機能を生かし、主催講座や市町村への新たな出前講座等の学習支援体制を確立する。

(2) 指導者・担当者養成研修の充実

指導者・担当者の養成研修にあたっては、地域の特色や学習ニーズを把握するなど、地域の学習課題、現代的課題に関する研修を充実する。また、市町村間のネットワーク化づくりと、広域的な学習機会の提供を促進するため、広域学習圏ごとに研修を開催する必要がある。

学校と地域社会が連携した教育活動の普及と展開を図るため、学校に加えて地域の諸団体へも参加を呼びかけるなど、より効率的・効果的な養成研修を実施することが望まれる。

生涯学習ボランティアのグループや団体と、ボランティアを必要とする施設等の指導者が一堂に会して行う研修を充実するとともに、生涯学習の成果がボランティア等の社会参加活動や「地域づくり」に生かされるための支援方策を検討する。

様々な学習や活動を効果的に進めるため、生涯学習情報提供システムの活用、教育メディアの多様な活用と普及を図る。

(3) 生涯学習情報提供システムの充実

増大する多様な学習ニーズに応えるため、現在提供している公的機関の学習情報に加え、民間機関の学習情報の提供等の連携も検討する。

市町村支援として、従来からおこなっている指導者情報に加え、ボランティア団体・グループ情報や生涯学習プログラム、学社融合等の実践事例等を新たに提供するなど、業務支援機能の拡充を図る。

遠隔講義配信システムの整備充実を行い情報を提供する。

(4) 学習相談の充実

ファクシミリや電子メールによる24時間相談受付に加え、市町村からの事業立案等の相談について、生涯学習情報提供システムを活用

した、より専門的な学習相談体制の確立を目指す。

人々が生涯学習の成果を活用して、社会の諸活動に参加できるような相談機能を充実させる。

第5項 民間教育事業者・企業との連携

現状と課題

生涯学習推進センターの情報提供システムは、インターネット等を通じて、多数の人々の学習活動を支援する。

また、職業をもつ成人の多くは、地域社会と関わりをもつことに消極的であるという指摘もされている。さらに、人々の価値観がますます多様化する中で、行政機関のみで県民の多様な学習ニーズに応えることには限界がある。生涯学習推進センターの情報提供システムで提供されている情報には民間教育事業者や一般企業の情報は含まれておらず、情報の提供範囲の拡充を検討していく必要がある。

また、企業には、地域社会、住民との共生を図りながら、より活力のある社会の創造と発展に寄与していくことが望まれる。

施策の方向

情報提供等の分野で民間教育事業者と相互に補完しあう協力・連携体制の構築を検討する。

一般の企業に対しては、従業員が生涯学習を進めやすい研修制度や社会貢献活動を支援する制度の導入を働きかけることが望まれる。

生涯学習社会の実現を目指す重要な方法の一つとして、企業が率先して従業員の学習活動やボランティア等の社会参加活動を支援していくよう、積極的に働きかける。

企業の人事管理においては、これまでのように学歴・学校歴に偏らないで、個人の多様な学習の成果、知識・経験等がよりの確に評価されるよう、啓発に努める。

第6項 団体・自主活動サークル等の育成と支援

現状と課題

価値観の多様化や地域社会の連帯感の希薄化等により、地域活動への参加は減少傾向にある。県では、古くからある既存の地域活動に、新しく転入してきた人が参加し難い雰囲気があるとの指摘もある。そこで、地域活動に多くの参加を促し、様々な体験の機会を皆で共有しながら、子ども大人を問わず豊かな人間関係を築く力を育てていく必要がある。また、地域活動を活発化し、人々が自分の住む地域に対する関心を高め、地域社会の連帯感を培っていくことも必要である。さらに、既存の社会教育関係団体に加え、様々な自主活動サーク

ルも新しいコミュニティとしてとらえ、支援の在り方を検討する必要がある。
気軽に参加できる開かれたコミュニティが県内各地で形成され、それぞれ活
発な交流活動が展開されれば、県下全域の活性化が期待される。

施策の方向

既存の社会教育団体の他、新しく生まれた NPO 等の団体や自主活動サー
クルが、様々な領域で幅広く紹介し、住民の主体的な参加を促す。

各団体の活動の活発化を支援するため、多様な学習機会や指導者情報の
提供について、さらなる充実を図る。

各団体の交流機会の拡充を図り、団体間のネットワークづくりを促進す
る。

生涯学習活動やボランティア等社会参加活動が、住民主体、団体主体で
取り組まれるようより一層の啓発を行っていく必要がある。

第 7 項 学習成果の評価と活用

現状と課題

県は、学習した成果が正しく評価され、さらにそれが様々な形で生かされる
潤いと生きがいのある社会の実現を目指し、平成 14 年には「第二次沖縄県生
涯学習推進計画」を策定し、積極的に推進施策を実施してきた。しかし、学習
成果を適切に評価する社会的な仕組みが未整備で、人々が生涯学習の成果を生
かす機会をつくることが求められている。

青少年から高齢者まで、社会にその人ならではの貢献ができるようなお互い
のよさを、認め合う社会の実現を目指していく必要がある。

また、学習成果を生かすため、人々が生涯学習ボランティアとして活動する
機会や場面を、県や市町村、民間団体等が積極的に提供していくことが求めら
れている。

施策の方向

職業を通じて社会的に自己実現を図りたいとする人々のため、高等教育
機関や放送大学等による高度な学習機会の提供の一層充実に努める。

学習成果の適切な評価の在り方について検討していく必要がある。

生涯学習活動は地域社会の活性化に繋がる大きな可能性をもつものであ
り、学習者がやがて指導者となって活躍できる仕組みや人材バンク等のシ
ステムの充実に努める。

今後は、学びのネットワークを広げていくことで、社会に貢献したいと
願う人々の気持ちを生かしながら、豊で躍動する沖縄の「まちづくり」「人
づくり」を推進する。

第2節 生涯学習を通しての人づくり

現状と課題

人づくりは、百年の大計といわれる。「地域づくりの基盤は人づくりから」と言われるように、教育・学習を通しての人づくりは、地域づくりにとって大変重要な鍵である。これまで、「沖縄の振興の鍵は、人材にあり」の考えに立って様々な諸施策が展開され、多くの成果を上げてきた。

生涯学習の時代を担う人づくりは、青少年だけでなく成人においても、また、家庭教育はもちろん、学校教育、地域社会教育、県内各地において地域ぐるみで取り組む必要がある。

人づくりには、県民の学習ニーズに応える行政や各機関・団体による生涯学習の条件整備と、自己の向上のために進んで学習しようとする人々の意欲的な姿勢が必要不可欠である。

また、人づくりについて、生涯学習の果たす役割を県民に理解してもらうための普及・啓発活動が必要となっている。

施策の方向

地域づくり・人づくりに関する新しい発想や取り組みを大切にし、積極的な支援体制の確立を図る。

青少年の健全育成を図るため、「おきなわ青少年育成プラン」の「育て！ジンプナー21」の組織的な取り組みの強化に努める。

財団法人「沖縄県国際交流・人材育成財団」の制度を積極的に活用して、国際的人材の育成を図る。

青少年の健全育成を育むために、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験や生活体験活動を充実する。

また、青少年団体、NPO、ボランティア活動等の活性化のための支援を促進する。

第3節 生涯学習関連施設の整備充実と連携

現状と課題

生涯学習を推進していくためには、これらの施設の持つ機能を最大限に活用していくとともに、施設相互の連携・協力を図ることが大切である。そのため、本県における生涯学習を推進する拠点施設としての「沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター」を南部合同庁舎7階に設置し、おきなわ県民カレッジ事業と生涯学習情報提供システム事業を実施して、学習機会・場及び情報・相談の提供を展開している。しかしながら、離島の多い地理的条件下で、県

民への均等な生涯学習機会等の提供をするためには、「遠隔講義配信システム」の機能拡充が必要である。

また、生涯学習関連施設の整備及び施設間のネットワーク化を実現することが今後の課題である。

さらに、市町村の広域的な連携やそれぞれが有効に施設を活用していく方策を検討する必要がある

施策の方向

地域住民の身近な学習・交流の拠点施設である図書館や公民館の整備の促進に努める。

学校は地域住民の身近なスポーツ・文化活動に適した施設であり、体育施設、図書室、家庭科室、音楽室等の開放や余裕教室等の有効活用の推進に努める。

幼児児童生徒の豊かな自然体験、生活体験活動の充実を図るため、青少年教育施設の整備充実を図る。

都市に安らぎと潤いを与え、多様なスポーツ・レクリエーション活動及び環境学習の拠点となる公園の整備を促進する。

地域住民が香り高い文化に触れ、学び、課題を見つけ、学習の成果を発表する身近な文化施設である博物館や美術館の整備を進める。

[第3部 計画の推進]

終章 生涯学習推進のために

この計画の推進に当たっては、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”」の形成に向けて、県はもとより、市町村、大学、民間教育事業者等が、それぞれの適切な役割を担うとともに、相互に連携・協力し、取り組む必要がある。

このため、県は、生涯学習の振興を図るため、広域的、先導的な立場から、生涯学習に関する諸施策を積極的に展開する必要がある。

1 行政の推進体制

生涯学習推進本部を通じて、各部局の各課の連携を強化し、生涯学習関連事業を実施する。

県民の様々な学習需要を掘り起こし、具体的な学習行動にまで高めるための普及・啓発に努める。

市町村の人口規模や地理的条件等によっては、個別に多様な学習機会を提供することには困難な面がある。そのためにも、県の各機関の特色や専門性を生かした学習サービスの提供を行う。

県民の学習ニーズに対応するためには、多様な機関での多様なレベルの連携が必要である。そのために、県民への学習機会や学習情報等の提供を総合的に支援していくネットワークを構築する。

住民の多様化した学習ニーズを踏まえ、他市町村との共催事業の実施や施設の相互利用の促進、事業実施に際しての共同での広報活動など、各市町村の特色に応じた連携・協力を図る。

2 教育機関・団体への期待

県民の学習需要に柔軟に対応し、多様で創意工夫された学習機会を提供している民間教育事業者（カルチャーセンターなど）並びにボランティア等の民間団体や地域団体（青年団、婦人会、PTAなど）等は、生涯学習体系の一翼を担い、その活動への期待は大きい。

民間教育事業者は、学習ニーズに対応した多様で良質な学習プログラムを開発、実施することによって、今後ますます重要な役割を果たすことが期待される。また、民間団体等は、自主的で様々な学習活動が展開されることが期待される。

県・市町村は、こうした民間教育事業者等の自主性を尊重し、それぞれの自由な発展にゆだねることを基本にしつつも、事業の種類や実態を考慮し、

必要に応じ、「おきなわ県民カレッジ」の連携講座機能を通じて、間接的に支援するものとする。

県は、市町村、民間教育事業者等と連携・協力して、県民の生涯学習を支援するために「おきなわ県民カレッジ」を開設した。それは、県民に、広域的・体系的・総合的に学習機会を提供し、「いつでも、どこでも、だれでも」自主的に学べる生涯学習社会の形成づくりに大きな役割を果たしている。

3 企業への期待

企業においては、少子高齢化の進展に伴う定年制の延長や急激に進展する技術革新への対応、高度で専門的な職業能力を有する人材の確保が求められている。そして社員の学習しようとする意欲はそれぞれの家庭に学習する良好な環境を醸し出す。さらにこのような人々が多くなると、地域社会の生涯学習に対する認識にも大きな影響を与えることになる。このような動きは、結果的に当該地域に立地する企業に、有能な人材供給を可能にするものである。

企業には、従業員が学習できるようリカレント教育等の奨励制度、休暇制度の整備、企業内における評価制度の検討・創設を行うとともに、社員教育施設・研究施設等をできる限り地域社会に開放し、生涯学習施設として利活用できるようになることが期待される。

様々な領域で行われている学習活動や能力向上の研修などに対して、企業からの学習資源の提供や講師の派遣が期待される。

4 県民の取り組み

地域で、生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現を求めて学習することは大切である。

地域でも、家庭でも、また年齢を問わずに、学ぶこと、学習することを奨励する気風を定着させることは大切なことである。

生涯学習の裾野を拡大することは、青少年の健全な育成につながり、また沖縄県の人づくりの土壌をつくることにもなる。

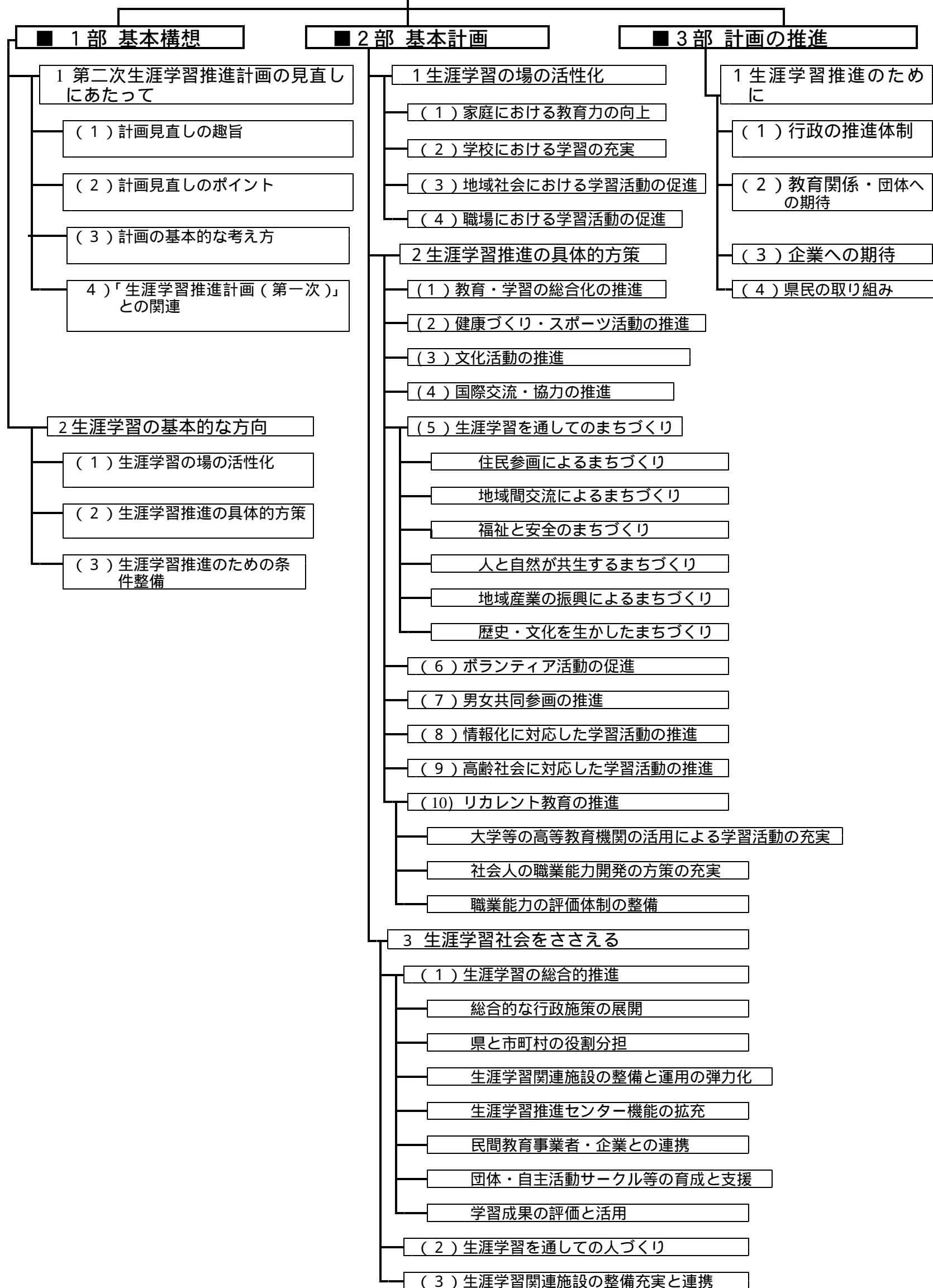
学習した成果を、地域づくりを通じた地域社会の発展やボランティア活動などに生かしていくことは大切である。

参 考

生涯学習推進計画 体系図

第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）

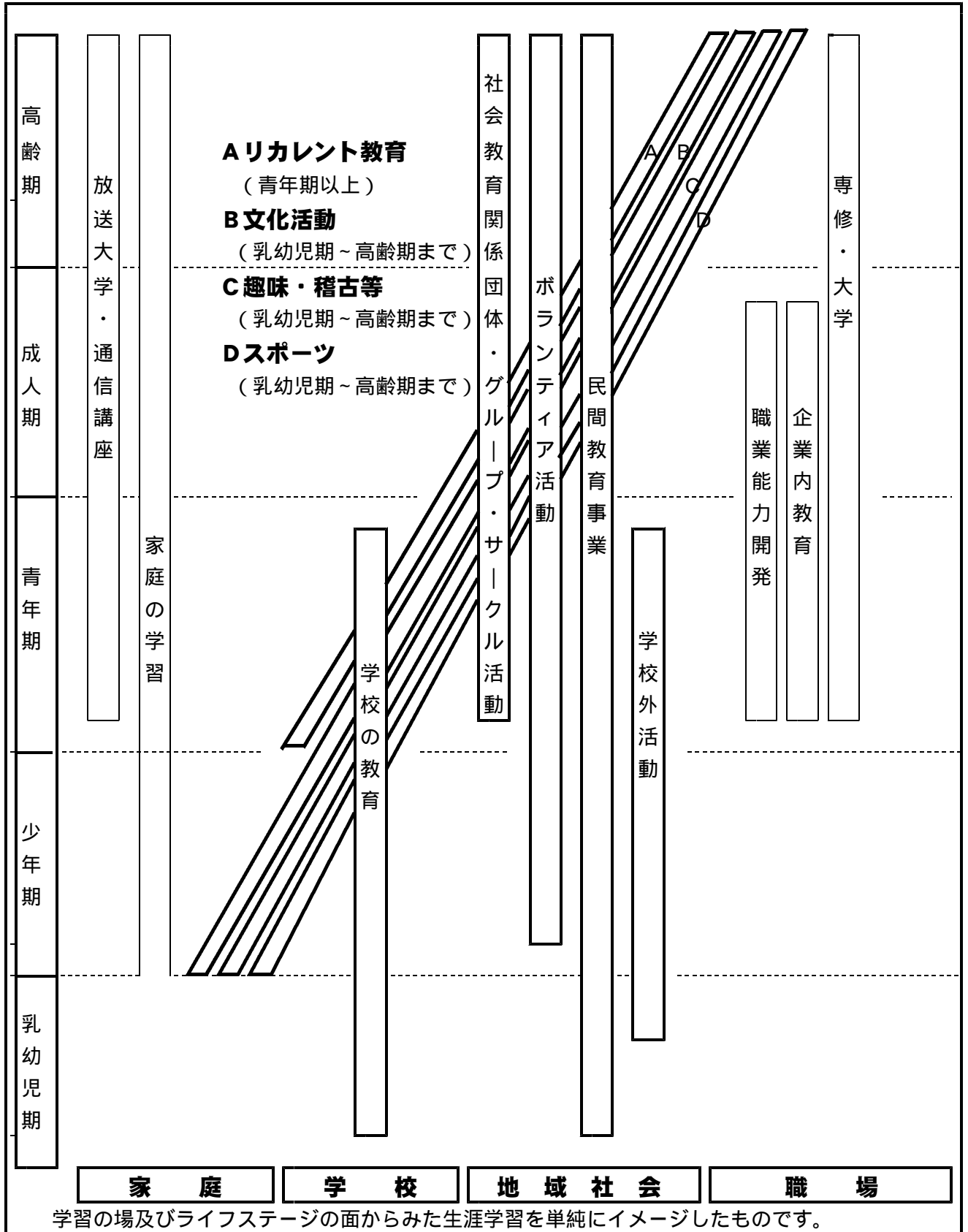
～潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成～



■計画期間：2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）

<参考>

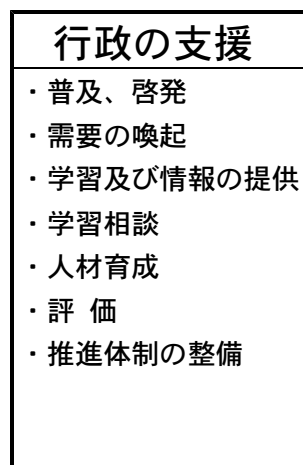
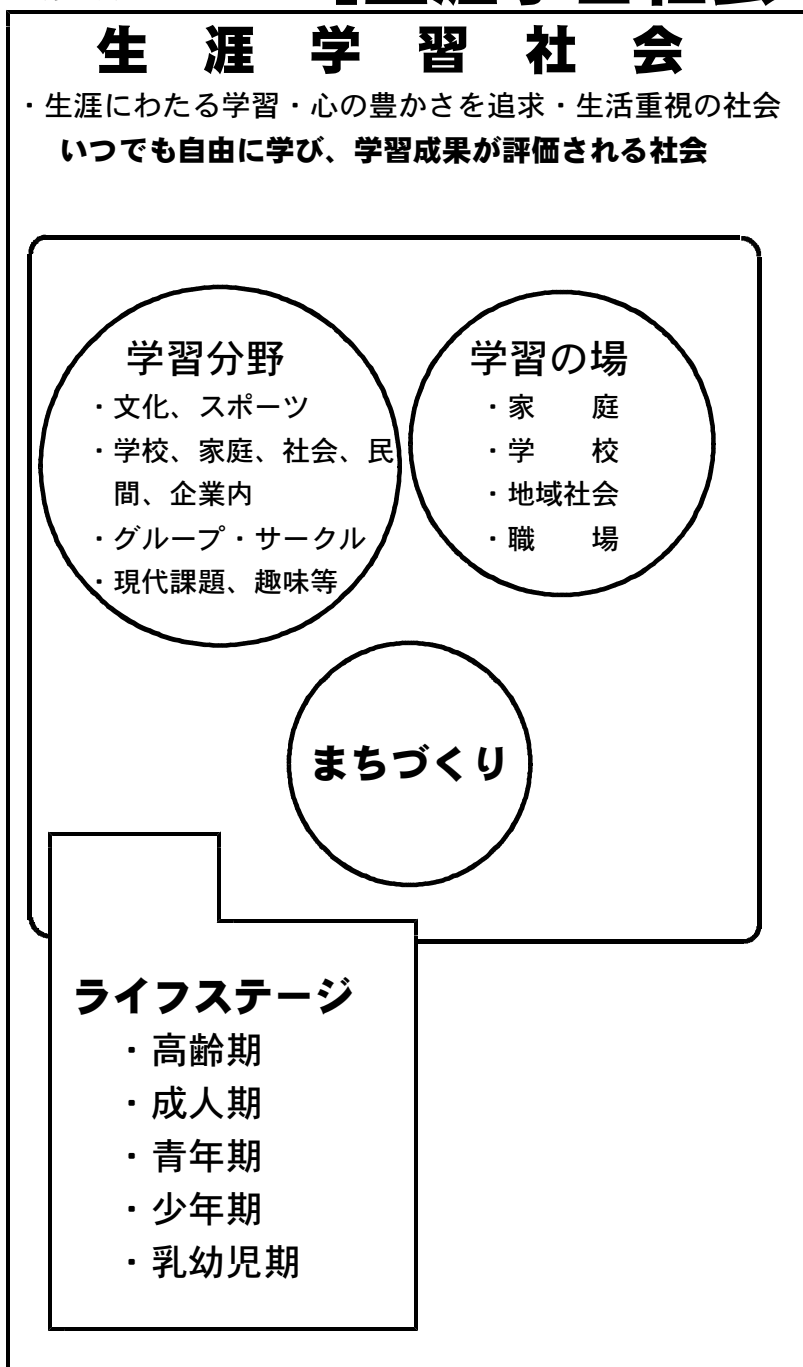
【生涯各期にわたる学習】



学習の場及びライフステージの面からみた生涯学習を単純にイメージしたものです。

<参考>

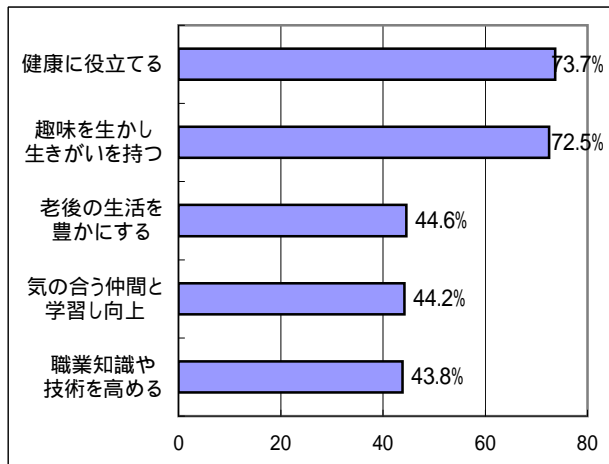
【生涯学習社会の理念図】



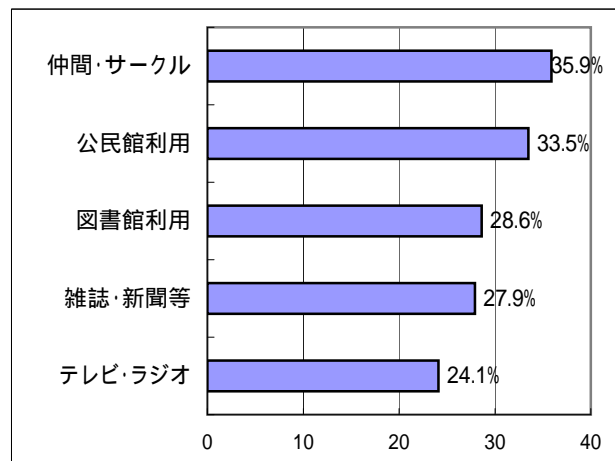
学歴社会の弊害 (学歴によらない能力の適切な評価)	社会・経済の変化 (知識・技術の向上)	社会の成熟 (心の豊かさ・生きがいのための学習)
------------------------------	------------------------	-----------------------------

県民の意識調査（沖縄県教育委員会「生涯学習に関する県民意識調査報告書H15」）より

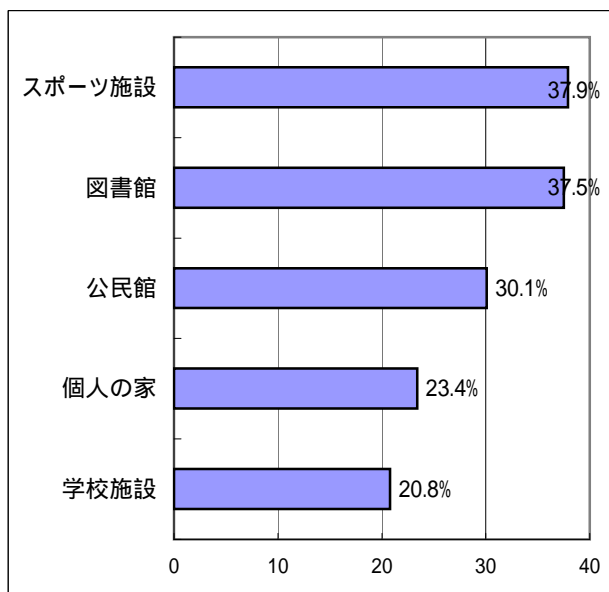
(ア) 学習に対する意識



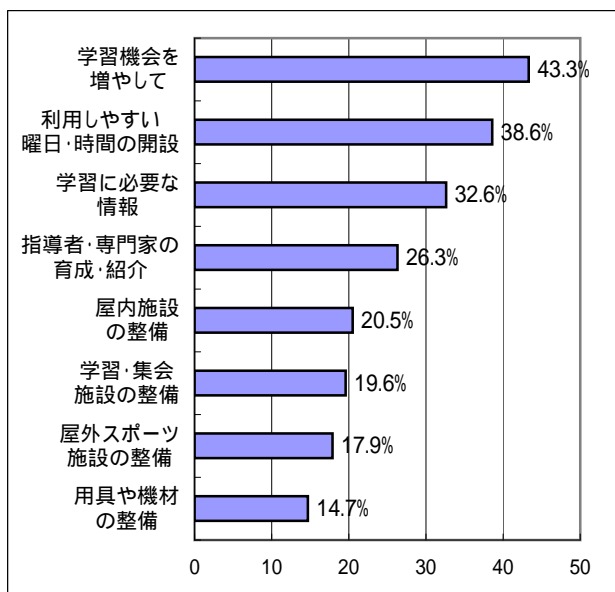
(イ) 希望する学習方法



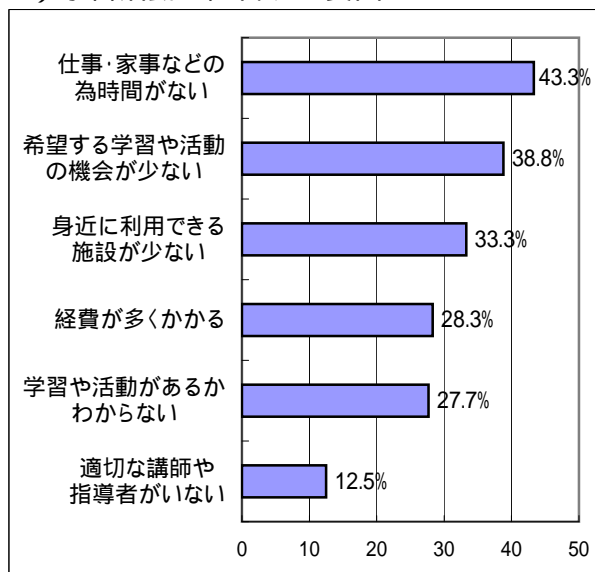
(ウ) 学習活動するために利用する施設



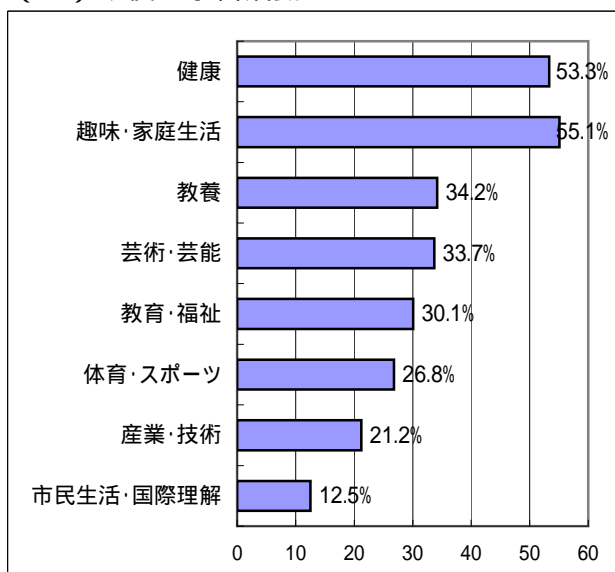
(エ) 学習要望



(オ) 学習活動を阻害する要因

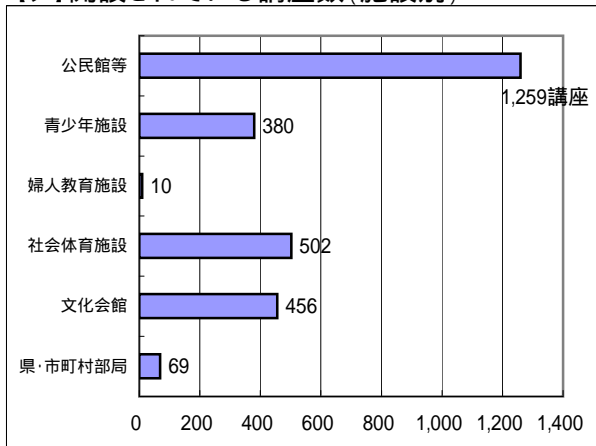


(カ) 今後の学習活動

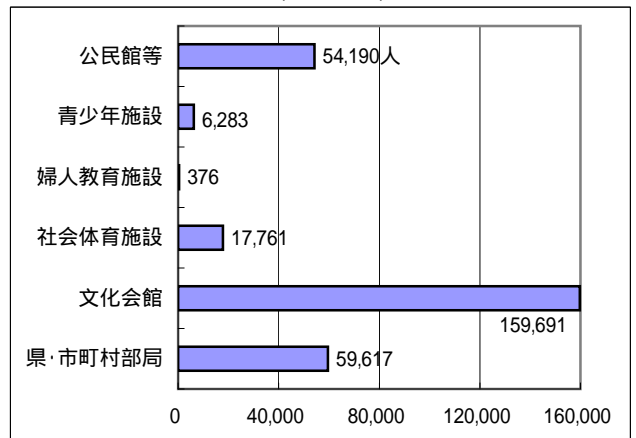


県内の学習活動の状況(平成17年度文部科学省「社会教育調査」)より

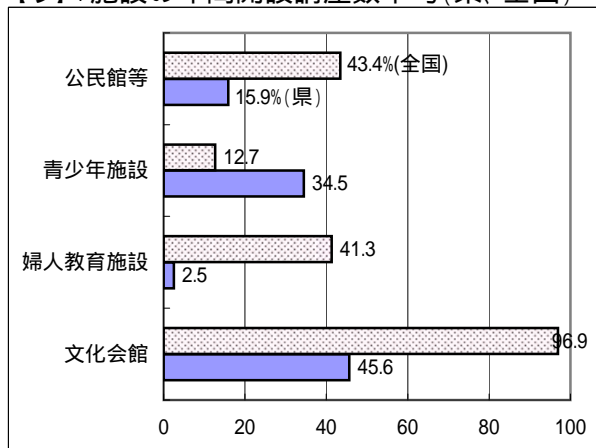
【ア】開設されている講座数(施設別)



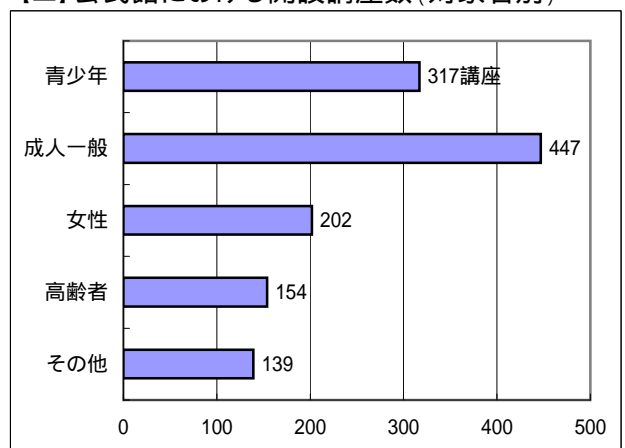
【イ】講座の参加者数(施設別)



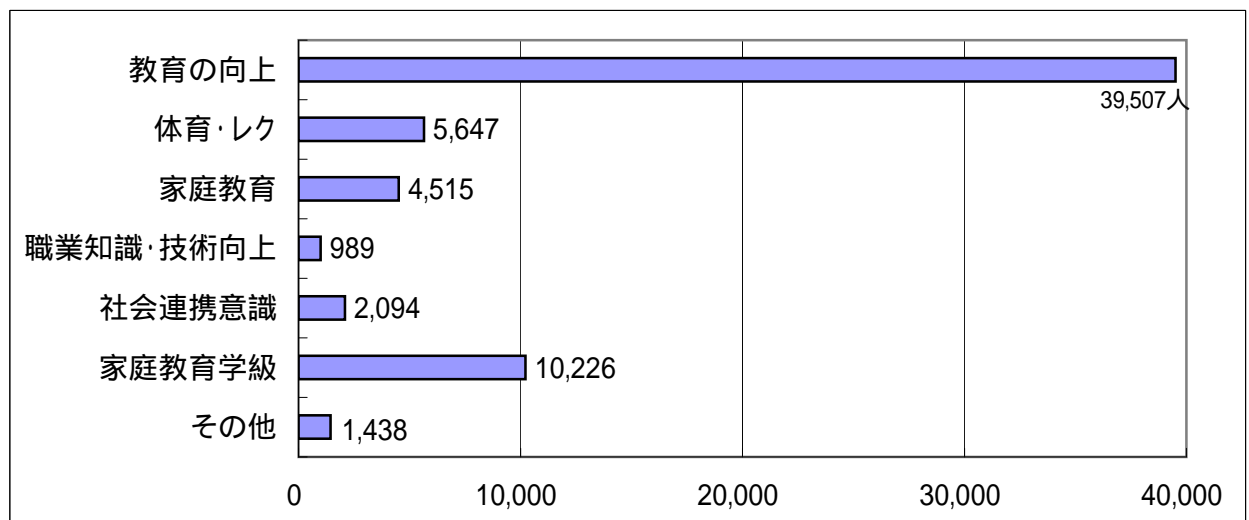
【ウ】1施設の年間開設講座数平均(県、全国)



【エ】公民館における開設講座数(対象者別)



【オ】公民館における講座受講者数(講座内容別)



附 属 資 料

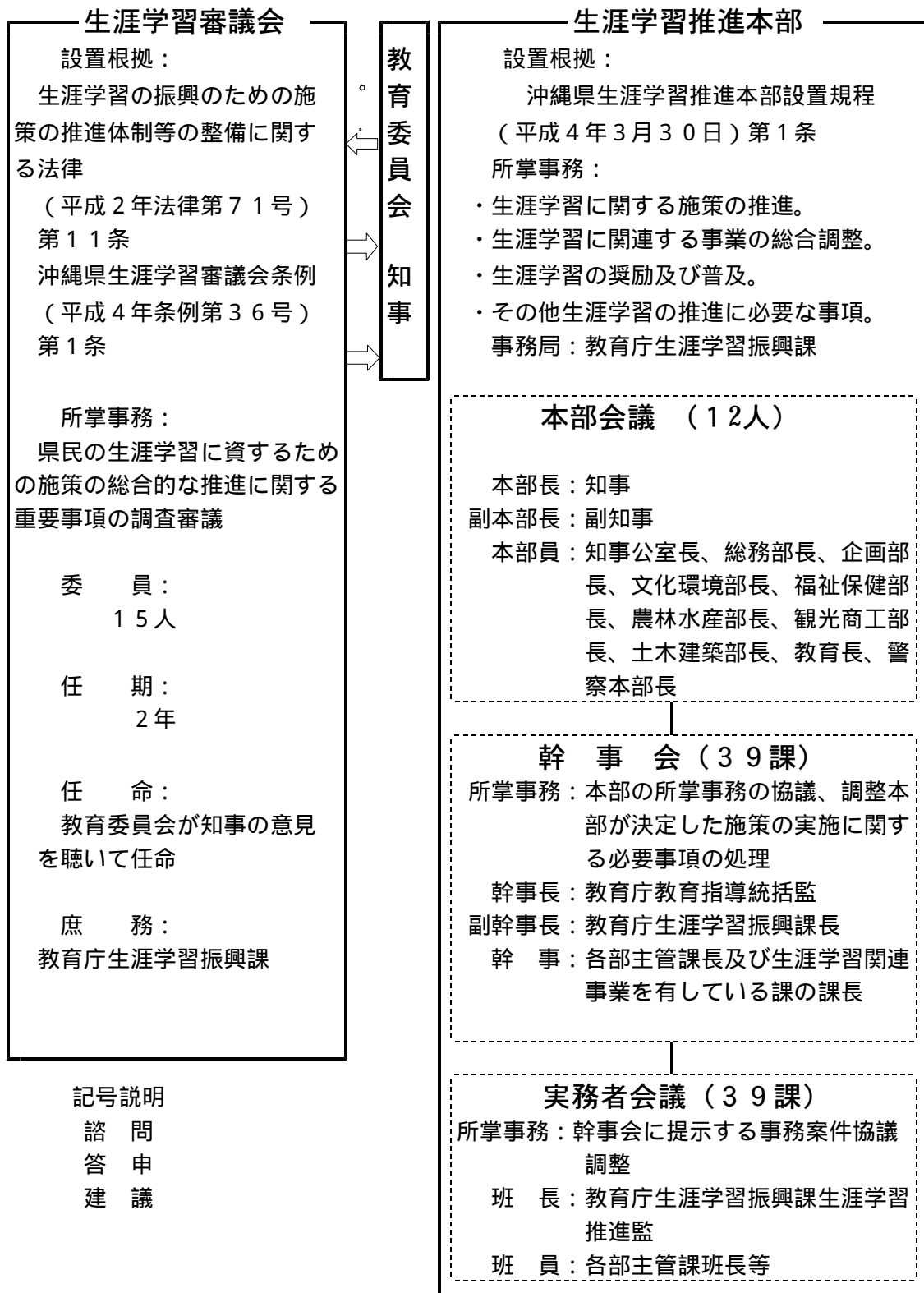
- 1 第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）策定の経過
- 2 沖縄県における生涯学習推進組織
- 3 沖縄県生涯学習推進本部設置規程
- 4 第二次沖縄県生涯学習推進計画見直し担当者部会設置要領
- 5 生涯学習推進センター関係資料
- 6 平成 19 年度生涯学習関連事業プラン

1 第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）策定の経過

平成18年7月25日(火)	<p>第1回実務者会議開催：</p> <p>議事内容：</p> <p>第二次沖縄県生涯学習推進計画の見直しについて 部会設置について</p> <p>報告事項</p> <p>第4期沖縄県生涯学習審議会答申について 生涯学習振興課生涯学習推進センターについて</p> <p>説明事項</p> <p>(1) 第二次沖縄県生涯学習推進計画について (2) 生涯学習関連事業推進三カ年計画について (3) 平成17年度関連事業実績及び平成18年度関連事業計画について</p> <p>意見交換</p> <p>テーマ：「総合行政として生涯学習を推進するための実効ある県行政システムの構築について」</p>
平成19年3月12日(月)	<p>第1回実務者会議部会開催</p> <p>協議内容：</p> <p>第二次沖縄県生涯学習推進計画の見直しについて 部会設置要項の提案</p>
6月18日(月)	<p>第2回実務者会議部会開催</p> <p>協議内容：</p> <p>第二次沖縄県推進計画の施策の点検・見直しについて 点検・見直しのタイムスケジュールについて</p>
7月17日(火)	<p>第1回実務者会議開催</p> <p>協議内容：</p> <p>第二次沖縄県生涯学習推進計画の見直し(案)について 推進計画見直しスケジュールについて</p>
7月26日(木)	<p>第1回幹事会会議開催</p> <p>協議内容：</p> <p>(1) 第二次沖縄県生涯学習推進計画の見直し(案)について (2) 推進計画見直しスケジュールについて</p>
8月14日(火)	<p>第3回実務者会議部会開催</p> <p>協議内容：</p> <p>実務者会議以降の加筆修正箇所の検討。(参考資含む) 今後の「推進計画見直し」最終案のまとめ方に関して</p>
9月4日(火)	<p>第2回実務者会議開催</p> <p>協議内容：</p> <p>「推進計画見直し」最終案のまとめ方について</p>

10月18日(木)	第4回実務者会議部会開催 協議内容： 第二次沖縄県生涯学習推進計画見直し最終案について
11月 6日(火)	第2回幹事会開催 協議内容： 第二次沖縄県生涯学習推進計画見直し最終案の決定 本部会議開催について
11月16日(金)	推進本部会議開催 協議内容： 第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期） （期間 H20 ~ H23）の策定 知事決裁 第二次沖縄県生涯学習推進計画（後期）の発行

2 沖縄県における生涯学習推進組織



3 沖縄県生涯学習推進本部設置規程

平成4年3月30日
訓令第5号
教育委員会訓令第1号
警察本部訓令第5号
庁内一般
教育庁
警察本部

最終改正 平成19年11月9日訓令第64号・教育委員会訓令第16号・警察本部訓令第22号

沖縄県生涯学習推進本部設置規程を次のように定める。

沖縄県生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 本県における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、沖縄県生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習に関連する事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育委員会を担当する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐し、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は教育庁教育指導統括監をもって充て、副幹事長は教育庁生涯学習振興課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(実務者会議)

第7条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、幹事会を補佐し、幹事会に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員で組織する。
- 4 班長は教育庁生涯学習推進監をもって充て、班員は別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 実務者会議は、班長が招集する。
- 6 班長は、必要に応じて実務者会議に部会を置くことができる。
- 7 部員は、別表第3に掲げる者のうちから班長が任命する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月27日訓令第105号・教育委員会訓令第2号・警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年11月27日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第69号・教育委員会訓令第1号・警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月9日訓令第64号・教育委員会訓令第16号・警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成19年11月9日から施行する

沖縄県生涯学習推進本部構成課・室

別表第1(第3条関係)	別表第2(第6条関係)	別表第3(第7条関係)
知事公室長	知事公室広報課長	知事公室広報課広聴班班長
総務部長	総務部総務私学課長 総務部職員厚生課長	総務部総務私学課私学・法人班班長 総務部職員厚生課厚生保健班班長
企画部長	企画部企画調整課長 企画部科学技術振興課長 企画部地域・離島課長	企画部企画調整課総務班主幹 企画部科学技術振興課科学振興班班長 企画部地域・離島課地域振興班班長
文化環境部長	文化環境部文化振興課長 文化環境部平和・男女共同参画課長 文化環境部県民生活課長 文化環境部環境政策課長 文化環境部自然保護課長	文化環境部文化振興課文化振興班班長 文化環境部平和・男女共同参画課平和推進班班長 文化環境部県民生活課消費生活班班長 文化環境部環境政策課環境企画班班長 文化環境部自然保護課自然保護班班長
福祉保健部長	福祉保健部福祉・援護課長 福祉保健部健康増進課長 福祉保健部高齢者福祉介護課長 福祉保健部青少年・児童家庭課長 福祉保健部障害保健福祉課長 福祉保健部薬務衛生課長	福祉保健部福祉・援護課地域福祉班班長 福祉保健部健康増進課地域保健班班長 福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長 福祉保健部青少年・児童家庭課児童育成班班長 福祉保健部障害保健福祉課在宅福祉班班長 福祉保健部薬務衛生課薬務班班長
農林水産部長	農林水産部営農支援課長 農林水産部森林緑地課長 農林水産部水産課長	農林水産部営農支援課営農担い手班班長 農林水産部森林緑地課企画調整班班長 農林水産部水産課水産企画班班長
観光商工部長	観光商工部産業政策課長 観光商工部商工振興課長 観光商工部経営金融課長 観光商工部雇用労政課長 観光商工部観光振興課長 観光商工部交流推進課長	観光商工部産業政策課産業企画人材班班長 観光商工部商工振興課工芸産業班班長 観光商工部経営金融課団体支援班班長 観光商工部雇用労政課能力開発班班長 観光商工部観光振興課プログラム推進班班長 観光商工部交流推進課主幹
土木建築部長	土木建築部都市計画・モノレール課長	土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長
教育長	教育庁総務課長 教育庁財務課長 教育庁施設課長 教育庁福利課長 教育庁県立学校教育課長 教育庁義務教育課長 教育庁保健体育課長 教育庁文化課長	教育庁総務課総務班班長 教育庁財務課財務班班長 教育庁施設課企画財産班班長 教育庁福利課健康管理・共済班班長 教育庁県立学校教育課高校教育改革班班長 教育庁義務教育課義務教育班班長 教育庁保健体育課スポーツ振興班班長 教育庁文化課文化班班長
警察本部長	警察本部警務部警務課長 警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課長 警察本部交通部交通企画課長	警察本部警務部警務課課長補佐 警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課課長補佐 警察本部交通部交通企画課課長補佐

4 「第二次沖縄県生涯学習推進計画見直し」担当者部会設置要領

1 趣 旨

沖縄県生涯学習推進本部設置規定第7条第6項に基づき、基礎的な研究・検討、文案等作成に関することを行う「第2次沖縄県生涯学習推進計画見直し策定担当者部会」(以下、「担当者部会」という。)を設置する。

2 所掌事務

担当者部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 「推進計画見直し」に向けての、現状分析、課題研究に関すること。
 - (2) 「推進計画見直し」骨子案の作成に関すること。
 - (3) 「推進計画見直し」文案の作成に関すること。
 - (4) 「推進計画見直し」実施計画に関すること。
- その他、必要な事務に関すること。

3 部会の構成

担当者部会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 生涯学習所管課生涯学習推進監
- (2) 沖縄県生涯学習推進本部実務者会の班員。但し、当該班員は、推進計画見直しに当たっては、当該部局内全課を取りまとめるものとする。)

4 代表者及び任期

- (1) 担当者部会は、教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監が代表する。
- (2) 担当者部会の任期は、「推進計画見直し」策定の日までとする。

5 会議等

- (1) 会議は、代表者である教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監が必要に応じて招集し、座長を務める。
- (2) 会議の経過及び結果について、沖縄県生涯学習推進本部の本部会及び幹事会、実務者会に報告し、その指示を受ける。

6 庶務等

- (1) 担当者部会の庶務は、教育庁生涯学習振興課生涯学習班において処理する。
- (2) この要領に定めるものの他、担当者部会の運営に関し必要な事項は、代表者が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年3月12日から施行する。

「第2次沖縄県生涯学習推進計画」見直し担当者部会委員名簿

所 属	職 名
総務部 総務私学課	私学・法人班班長
企画部 地域・離島課	地域振興班班長
文化環境部 平和・男女共同参画課	平和推進班班長
福祉保健部 青少年・児童家庭課	児童育成班班長
農林水産部 営農支援課	営農担い手班班長
観光商工部 雇用労政課	能力開発班班長
土木建築部 都市計画・モノレール課	公園緑地班班長
警察本部 生活安全部 安全なまちづくり推進課	課長補佐
教育庁 生涯学習振興課	生涯学習推進監

潤いと生きがいのある生涯学習社会 “おきなわ” を形成するための道標

県民一人ひとりが行う学習活動やその成果を生かした実践活動が、豊かで充実した人生や活力ある社会づくりにつながるよう、本県の恵まれた地理的条件や自然・文化などを生かしながら、次の取組を考える。

おきなわ県民カレッジキャッチフレーズ 「学びで知る」「学びを实践する」「学びで生きる」「学びで創る」

- (1) 学習意欲の高揚「学びのページづくり」
普及・啓発活動（県民運動として生涯学習の推進）
県民カレッジ交流祭の開催等
- (2) 学習支援の拡充「学びの応援」
多様な学習する機会・場の提供
「学校や企業等の開放」「現代的課題の機会・場の提供」
生涯学習関連施設の充実
「図書館や公民館、博物館等の施設機能の充実」
指導者の育成と団体の育成
「人材確保と学習成果を生かした指導者養成」「団体・グループの活動
奨励・支援」
情報提供・学習相談の拡充
「生涯学習指導者養成、情報提供プラザの充実」
- (3) 学習成果の評価・活用「学びで人・まちづくり」
学習成果の評価「学びのパスポートなど」
学習成果の活用「企業や地域社会など」
- (4) 交流活動の促進「心のふれあう場の拡充」
県民カレッジ交流祭の開催
市町村生涯学習フェスティバル実施の促進
- (5) 推進体制の充実「学びを支える」
学習圏の構築
「地域学習圏：小学校域」 / 「市町村域学習圏：市町村域」 /
「広域学習圏：6教育地区域」 / 「県域学習圏：県全域」
推進組織の充実
「生涯学習・社会教育関係機関・団体のネットワーク化」

おきなわ県民カレッジとは

だれでも入学でき、学ぶことのできる
県民の生涯学習を支援するしくみです！

おきなわ県民カレッジは、国、県、市町村及び大学等 で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習機会を広域的に提供します。また、学校の教育活動や地域づくりのボランティアやNPOとして活動できるよう支援に努めていくこととしています。

おきなわ県民カレッジの講座は

本県の特色ある自然・歴史・文化など「沖縄らしさ」のある講座を開設します。

自分の興味・関心等により自由に選択して学習できます。国、県、市町村及び大学等で実施している連携講座も受講できます。

学びのパスポート(学習手帳)に学習歴を記録し、「あしあと」として残すことができます。

学長から学習歴に応じた奨励賞が授与されます。

入学資格

沖縄県内に居住している方ならどなたでも入学できます。

入学金・受講料

入学金・受講料は無料です。ただし、講座によっては教材費等を徴収することがあります。

連携講座のうち受講料を徴収する講座もあります。

入学申込

希望すれば、いつでも入学できます。入学を希望する方は、入学申込書に必要事項を記入の上、おきなわ県民カレッジ事務局に申し込んで下さい。

申込をされた方には、「学びのパスポート」を交付します。パスポートを受け取ることで、入学が完了します。

学びのパスポート(学習手帳)

受講生は、講座に出席するごとに、学びのパスポートに学習の「あしあと」を記録します。

講座単位認定

100単位ごとに単位認定申請書に基づき学長が認定します。受講時間がそのまま単位数になります。たとえば、2時間の講座受講は2単位となります。

奨励賞の授与

所定の単位を修了した方には、学長が奨励賞を授与します。

おきなわ県民カレッジ筑登之(チクドゥン)賞 (100単位)

おきなわ県民カレッジ里之子(サトゥヌシ)賞 (200単位)

おきなわ県民カレッジ親雲上(ペーチン)賞 (300単位)

おきなわ県民カレッジ親方(ウェーカタ)賞 (400単位)

おきなわ県民カレッジ学長賞 (500単位)

また、希望する方については人材登録を行い、沖縄県生涯学習情報プラザをとおして県民へ情報を提供します。

おきなわ県民カレッジ事務局
沖縄県教育庁生涯学習振興課
生涯学習推進センター

〒900-0029

那覇市旭町1

沖縄県南部合同庁舎7階

TEL 098-864-0474

FAX 098-864-0476

「沖縄県生涯学習情報プラザ」

ホームページアドレス

<http://www.LLL-okinawa.info/>

「おきなわ県民カレッジ」入学申込書(様式)

年 月 日

ふりがな		性別
氏名		男女
生年月日	明・大 昭・平 年 月 日	
住所	〒	
TEL		
受付番号	記入しないでください。	

申込で提供された個人情報は、おきなわ県民カレッジに関する連絡以外に使用することはありません。140円切手を同封の上、おきなわ県民カレッジ事務局あて送付してください。

OKINAWAGAKU

沖 縄 学

おきなわ県民カレッジの「沖縄学」の定義

沖縄県という地域を多様な領域から学習・研究する地域学です。

沖縄県に関する郷土の伝統や遊び、歴史、言語、自然、芸能、芸術、書物及び情報のあらゆるものが、「沖縄学」の教材になります。

おきなわ県民カレッジの「沖縄学」の目的

県民一人ひとりが自分の住む地域に誇れるまちづくりを進めるためには、沖縄県について学び、沖縄県人としてのアイデンティティを確立することで、豊かな地域づくりにつながる人づくりを目指します。

おきなわ県民カレッジの「沖縄学」の成果・活用

1, 沖縄を知る

「沖縄学」が、より多くの人にとって、沖縄県についての多面的で的確な知識を得るための学習の場となることです。

2, 沖縄に生きる

「沖縄学」をとおして、その地域に住む自分を振り返り、その地で生きる者としての認識を新たにしていくことです。

3, 沖縄を創る

「沖縄学」で培った知識を基にして、学習者が自らがこの地でより良く生きていくために、これからの地域とどのように関わっていくか、地域をどのように創っていくかを考えることです。

おきなわ県民カレッジの「沖縄学」の理念

- (1) 「地域学」活動
- (2) 「地域づくり」活動
- (3) 地域学習活動
- (4) ネットワークによる連携活動
- (5) 地域イベント・文化活動
- (6) 地域情報発信活動

「沖縄学」学習者は「沖縄学」の創り手ともいえます。

「沖縄学」という地域学のモデルとなる講座です。

毎年、領域を変えながら、沖縄県全体を対象とした地域学を実践し、後年の研究資料となるように整理・まとめにつとめるとともに、講座のテーマ設定や形態、学習の展開方法など、講座企画・運営に関する技法を学んでもらう機会として位置づけています。

おきなわ県民カレッジの「沖縄学」の歩み：

平成13年9月に第三期沖縄県生涯学習審議会答申「生涯学習時代における開かれた教育の在り方について～本県における生涯学習県民大学（仮称）との関連において～」を踏まえ、平成17年6月に「おきなわ県民カレッジ運営委

員会」において、主催講座・自主企画講座として「沖縄学」講座がスタートしました。

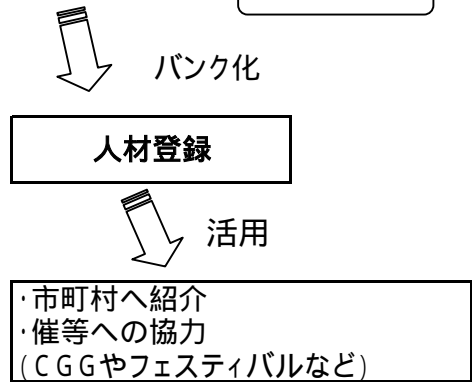
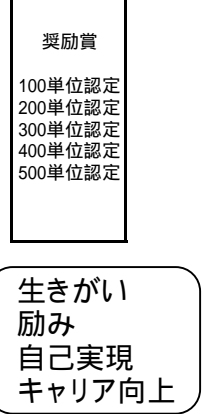
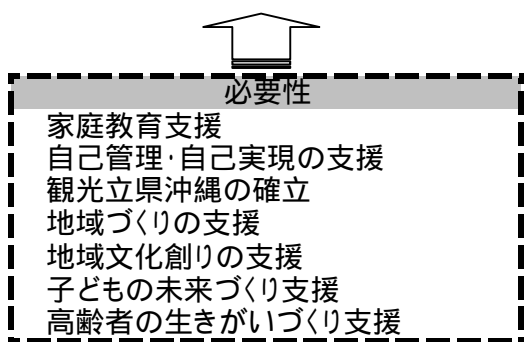
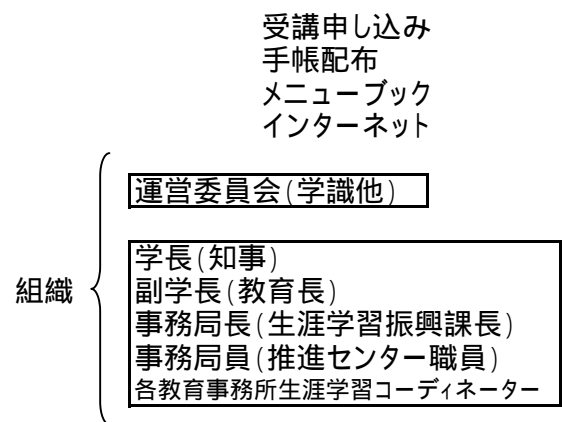
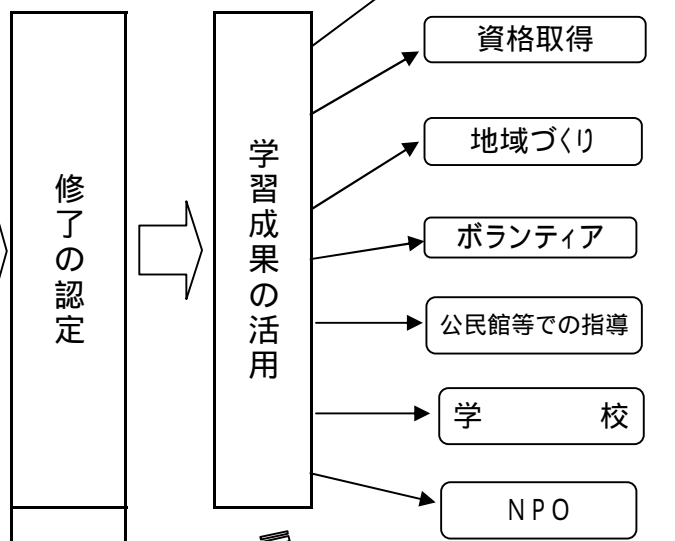
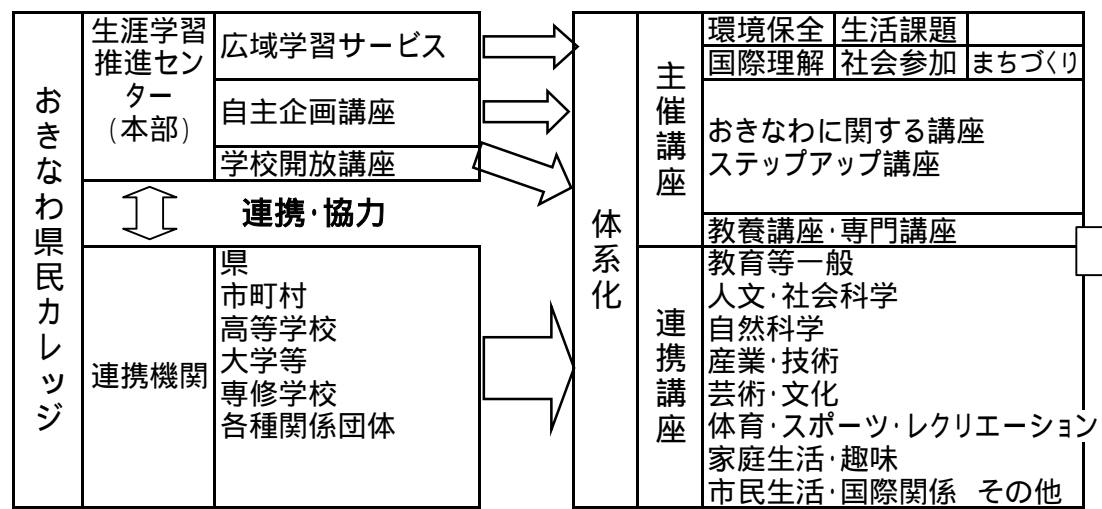
この「沖縄学」講座は毎年テーマを変えながら継続し、主催講座のカラー講座として実施する。

おきなわ県民カレッジのしくみ



生きがい・励み・自己実現・キャリア向上

県 民



入学 → 学ぶ → 生かす → つなぐ

平成19年度生涯学習関連事業プラン

[第2部 基本計画]

第1章 生涯学習の場の活性化

第1節 家庭における教育力の向上

主要事業	担当部課
1 地域組織活動育成（母親クラブ）	福祉保健部 青少年・児童家庭課課
2 特別保育事業（地域子育て支援センター事業）	〃
3 家庭児童相談事業	〃
4 家庭支援相談事業（児童相談所）	〃
5 家庭教育支援充実事業	教育庁 生涯学習振興課
6 家庭教育カウンセリング研修会	〃
7 親子電話相談事業	〃
8 家庭教育支援総合推進事業	〃
9 ファミリーキャンプ	〃
10 親子ふれあいキャンプ ～	〃

第2節 学校における学習の充実

主要事業	担当部課
11 総合教育情報ネットワーク整備推進事業	教育庁 総務課
12・13 学校教育事業	義務・県立学校教育課
14 教職員研修事業	〃
15 「ダメ。ゼッタイ。普及運動街頭キャンペーン」	福祉保健部 薬務衛生課

第3節 地域社会における学習活動の促進

主要事項	担当部課
16 水の週間関連事業	企画部 地域・離島課
17 沖縄体験滞在交流促進事業	〃
18 農業教育支援事業	農林水産部 営農支援課
19 緑化推進事業（緑化センター事業）	森林緑地課
20 青年漁業者活動育成事業	水産課
21 少年水産教室	〃
22 消費者啓発事業	文化環境部 県民生活課
23 かりゆし県民フェスティバル事業	福祉保健部 高齢者福祉介護課

24 シニア研修事業	〃
25 地域福祉等推進特別支援事業	福祉・援護課
26 キャラバン巡回事業	福祉保健部 薬務衛生課
27 薬物乱用防止指導員による講習会	〃
28 少年団体指導者研修会	教育庁 生涯学習振興課
29 沖縄県クオリティライフ運動・生活学校研究	〃
30 放課後子ども教室推進事業	〃
31 「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」	〃
32 地域・職域防犯懇談会	警察本部 生活安全企画課
33 実践型交通安全教室	交通企画課
34 移動博物館	県立博物館・美術館
35 やんばる青年の集い	教育庁 生涯学習振興課
36 ふるさとの産業体験	〃
37 野鳥観察会	文化環境部 自然保護課
38 自然観察会	〃

第4節 職場における学習活動の促進

主要事業	担当部課
39 農業青年リーダー研修会	農林水産部 営農支援課
40 就農サポート事業	〃
41 農村女性活動促進支援事業	〃
42 緑の学園開催事業	〃
43 林業普及事業	森林緑地課
44 生涯生活設計セミナー	教育庁 福利課
45 介護講座	〃
46 ライフプラン推進事業	総務部 職員厚生課

第2章 生涯学習推進の具体的方策

第1節 教育・学習の総合化の推進

主要事業	担当部課
47 児童・生徒の平和メッセージ	文化環境部 平和・男女共同参画課 平和祈念資料館
48 緑化推進事業（林業推進補助事業）	農林水産部 森林緑地課
49 自然とふれあう親と子のつどい	教育庁 生涯学習振興課
50 大野山林にきたえる少年の集い	〃
51 わんぱく・友・遊冒険隊	〃
52 子どもの読書活動推進フォーラム	〃

5 3 体験学習教室	県立博物館・美術館
5 4 沖縄県・兵庫県友愛親善野外活動研修会	教育庁 保健体育課
5 5 地域環境セミナー	文化環境部 環境政策課

第2節 健康づくり・スポーツ活動の推進

主要事項	担当部課
5 6 在宅栄養士養成事業	福祉保健部 健康増進課
5 7 健康づくり・栄養担当者研修会	〃
5 8 生涯を通じた女性の健康支援事業	〃
5 9 県体育指導委員研究大会	教育庁 保健体育課
6 0 沖縄県スポーツ・レクリエーション祭	〃
6 1 全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業	〃
6 2 県立学校体育施設開放事業	〃
6 3 スポーツ指導者養成活用システム整備事業	〃
6 4 元気アップ親子セミナー	〃

第3節 文化活動の振興

主要事業	担当部課
6 5 公文書等利用普及事業	総務部 総務私学課
6 6 公文書等利用普及事業（電子文書）	〃
6 7 公文書等収集整理事業	〃
6 8 沖縄県芸術文化祭	文化環境部 文化振興課
6 9 美術品収集等推進事業	教育庁 文化施設建設室
7 0 本物の舞台芸術体験事業	文化課
7 1 沖縄県舞台芸術鑑賞機会提供事業	〃
7 2 文化財愛護事業	〃
7 3 組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業	〃
7 4 博物館文化講座	県立博物館・美術館
7 5 新収蔵品展	〃
7 6 企画展	〃
7 7 埋文センター文化講座	県立埋蔵文化財センター
7 8 企画展「発掘調査速報展」	〃
7 9 移動展「発掘調査速報移動パネル展」	〃
8 0 重要文化財公開「首里城京の内跡出土品展」	〃
8 1 次代を担う青少年育成推進事業（世界遺産を学ぶ集い）	教育庁 生涯学習振興課
8 2 島っ子探検隊	〃
8 3 新館開館記念展「人類の旅」展	文化施設建設室
8 4 企画パネル展	県立埋蔵文化財センター
8 5 企画展	〃

第4節 国際交流・協力の推進

主 要 事 業	担 当 部 課
8 7 国際交流・協力ボランティア事業	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団
8 8 専門高校生国外研修事業	〃
8 9 基礎教育における地方格差是正コース研修事業	〃
9 0 青少年国際交流事業への県内青少年派遣事業	福祉保健部 青少年・児童家庭課
9 1 沖縄県高校生国際文化交流派遣事業	教育庁 文化課
9 2 次代を担う青少年育成推進事業(国際交流会)	生涯学習振興課

第5節 生涯学習をとおしてのまちづくり

主 要 事 業	担 当 部 課
9 3 「沖縄戦」講座	文化環境部 平和・男女共同参画課 平和祈念資料館
9 4 地域活性化推進事業	教育庁 生涯学習振興課

第6節 ボランティア活動の促進

主 要 事 業	担 当 部 課
9 5 いきいき健康づくり事業	福祉保健部 健康増進課
9 6 点訳・奉仕員養成事業	障害保健福祉課
9 7 手話通訳者・要約筆記者養成事業	〃
9 8 点字教室	〃
9 9 視覚障害者パソコン教室	〃
100 薬物乱用防止指導員研修会	薬務衛生課
101 ボランティア活動事業	県立博物館・美術館
102 日本語読み書き教室	観光商工部 交流推進課
103 ボランティア養成セミナー	教育庁 生涯学習振興課
104 施設ボランティア研修	〃

第7節 男女共同参画の推進

主 要 事 業	担 当 部 課
105 男女共同参画センター事業	文化環境部平和・男女共同参画課
106 日本語等指導者派遣事業	〃

107 母子家庭等自立促進対策事業（特別相談事業	福祉保健部 青少年・児童家庭課
108 母子家庭等自立促進対策事業（就労支援講習）	〃
109 ひとり親家庭等生活支援事業	〃
110 婦人教育指導者研修会	教育庁 生涯学習振興課

第8節 情報化に対応した学習活動の推進

主要事業	担当部課
111 生涯学習情報提供システム整備事業	教育庁 生涯学習振興課
112 図書館情報提供システム整備及び沖縄県図書館総合目録システム事業	〃

第9節 高齢社会に対応した学習活動の推進

主要事業	担当部課
113 ねんりんピック選手等派遣事業	福祉保健部 高齢者福祉介護課
114 高齢者指導者研修事業	〃
115 沖縄県かりゆし長寿大学校運営事業	〃
116 シニア能力活用促進事業	農林水産部 営農支援課
117 長寿社会対策パイロット地区活動	警察本部 生活安全企画課
118 歴史探訪	教育庁 生涯学習振興課

第10節 リカレント教育の促進

第1項 大学等の高等教育機関の活用による学習活動の充実

主要事業	担当部課
119 おきなわ県民カレッジ	教育庁 生涯学習振興課

第2項 社会人の職業能力開発の方策の充実

主要事業	担当部課
120 市町村母子及び母子保健推進員研修会	福祉保健部 健康増進課
121 農業青年プロジェクト推進事業	農林水産部 営農支援課
122 沖縄県農業士等活動促進事業	〃
123 農薬安全対策事業	〃
124 農業機械利用技能向上対策事業	糖業農産課
125 林業普及指導交流学習事業	森林緑地課
126 交流学習事業	水産課
127 工芸技術支援センター技術者研修事業	観光商工部 商工振興課

第3章 生涯学習社会をささえる

第1節 生涯学習の総合的推進

第2節 生涯学習を通しての人づくり

主 要 事 業	担 当 部 課
128 おきなわ環境交流集会	文化環境部 環境政策課
129 おきなわアソシエーション21「県民環境フェア」	〃
130 環境月間記念講演会	〃
131 沖縄県青少年フレンドシップイン九州	福祉保健部青少年・児童家庭課
132 沖縄県青少年島めぐり探検隊	〃
133 漁業士養成認定事業	農林水産部 水産課
134 工芸産業後継者育成事業	観光商工部 商工振興課
135 県外企業職場体験実習	雇用労政課
136 県外就職啓発促進事業	〃
137 社会教育委員及び社会教育主事研修会	教育庁 生涯学習振興課
138 青年・少年団体指導者研修	〃
139 沖縄県社会教育研究大会	〃
140 司書研修	〃
141 社会教育指導員及び公民館長等研修会	〃

第3節 生涯学習関連施設の整備充実と連携

主 要 事 業	担 当 部 課
142 県営公園整備事業	土木建築部 都市計画・モノレール課
143 県立学校施設の整備	教育庁 施設課
144 県立博物館新館・美術館建設事業	文化施設建設室
145 学校連携事業	〃